

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ

令和6年12月13日

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会

地域脱炭素の加速化に向けて

～地域脱炭素ロードマップの現在地と新たな地域脱炭素施策により実現する地方創生～

目次

1. はじめに

2. 地域脱炭素ロードマップの進捗

- (1) 脱炭素先行地域づくり
- (2) 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施
- (3) 地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築
- (4) ライフスタイルイノベーション
- (5) 制度改革等（ルールのイノベーション）

3. 地域脱炭素を加速するための政策の方向性と具体的な取組

- (1) 顕在化してきた課題と今後考慮すべき脱炭素技術等
- (2) 施策の方向性の全体像
- (3) 分野横断的な課題への対応
 - ①地域脱炭素の横展開
 - ②国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携
 - ③情報・技術支援、資金支援、人的支援
 - ④地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進
 - ⑤系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント
 - ⑥新たな技術の地域における実装・需要創出
- (4) 個別分野における課題への対応
 - ①公共施設等の脱炭素化（率先行動・レジリエンス強化）
 - ②住宅・建築物等の脱炭素化（くらしの質の向上・地元企業育成）
 - ③循環経済への移行を通じた脱炭素化
 - ④脱炭素型まちづくり
 - ⑤食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立
 - ⑥脱炭素型ライフスタイルへの転換（見える化・行動変容）
- (5) 制度的対応

4. おわりに

1. はじめに

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）策定以降、3年が経過したが、その間、脱炭素先行地域や重点対策の全国実施等を通じて、地域脱炭素の動きは加速している。地方紙やインターネット等を通じ、脱炭素先行地域の取組はもとより、その横展開や波及効果と見受けられるもの等、地域脱炭素に関する取組が毎日のように報じられている。また、地方公共団体と民間事業者等とが地域脱炭素達成に向けた協定を結ぶ動きもみられており、脱炭素先行地域に選定されている地方公共団体の動きだけでも2024年9月時点で153件の協定の締結を確認している。

国が「2050年カーボンニュートラル宣言」をした当初（2020年10月）、ゼロカーボンシティ宣言を実施している地方公共団体は166件に過ぎなかったが、本年9月末時点では1,122件を数え、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定済みの団体数についても、2019年10月には569団体であったが、2023年10月には727団体に増加している。また、独自予算措置の拡大、独自条例の制定、公共施設における太陽光発電設備導入・ZEB認証数・再エネ由来電力メニューによる調達電力量もそれぞれ増加している。

そして、地域脱炭素の重要な特徴と言える、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化・地域課題解決については、脱炭素先行地域の取組を始め、各地において、企業誘致・地場産業育成、農林産業振興、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決（地域公共交通確保維持、少子化対策への活用等）など地方公共団体主導で各地域の特性を活かした多くの事例が出てきている。

一方、地域脱炭素を推進する過程で課題も顕在化してきている。地域ごとに取組の進展に差異が生じ始めており、地方公共団体の財源の不足や専門知識の不足のほか、特に小規模な市町村においては、地域脱炭素を推進する人員等の不足が深刻である。

また、再エネを巡っては、景観悪化や地滑り等の災害リスクの増大などを理由に地域とのトラブルが発生しているほか、系統制約により再生可能エネルギーの出力抑制が行われ始めている。加えて、ペロブスカイト太陽電池など新たな脱炭素技術等への対応も必要となっている。

こうした状況の中、本年度内に地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画を見直す方針が示されたことから、地域脱炭素政策についても、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会（以下「本検討会」という。）」が設置され、2024年6月以降8回にわたる議論を経て、このたび、地域脱炭素政策の今後の取組の方向性を取りまとめた。

2050年カーボンニュートラル、2030年度46%削減という野心的な国家目標を実現するためには、地域の脱炭素化が必要不可欠であり、この3年間で生じた地域脱炭素のうねりを更に大きくし全国に波及させていく必要がある。そのためには、脱炭素の取組が地域のステイクホルダーにとってメリットがある形・地方創生に資する形で進めていくことが重要と考える。

本検討会としては、今後政府において、引き続き、地域脱炭素を主要政策課題の1つとして位置付けるとともに、本取りまとめに示した政策の方向性や具体の取組を、環境省が中心となって関係府省と緊密に連携し早期に実現していくことを強く期待するものである。

2. 地域脱炭素ロードマップの進捗

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち「2050 年カーボンニュートラル」、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。また、2021 年 4 月には、「2050 年カーボンニュートラル」と整合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることを表明した。

この目標の達成に向けては、地域特性に応じた再生可能エネルギーの最大限の導入が不可欠となるが、そのためには地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が当然重要となることから、政府では、内閣官房長官を議長として、関係閣僚、地方公共団体の首長を構成員とする国・地方脱炭素実現会議を設置し、2021 年 6 月に「地域脱炭素ロードマップ」が策定された。

地域脱炭素ロードマップの内容は、国の地球温暖化対策の総合的な計画である「地球温暖化対策計画」に同年 10 月に位置付けられたが、地域脱炭素ロードマップでは、地域脱炭素を、地域の成長戦略、地域課題解決に貢献し得るものであるとし、産業、暮らし、交通、公共等のあらゆる分野で、地域の強みを生かして地方創生に寄与するよう進めることが重要であるとされている。そして 2025 年度までの今後 5 年間の集中期間に施策を総動員し、2030 年度までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」を実現するとともに、全国で、屋根置きなど自家消費型太陽光、住宅・建築物の省エネ性能等の向上、ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電力×EV/PHEV/FCV）などの「重点対策」を実行すること等により、全国で「実行の脱炭素ドミノ」を引き起こすことを目指していくことが打ち出された。

ここでは、地域脱炭素政策の今後の在り方を検討するに当たり、地域脱炭素ロードマップ策定以後の取組の進捗状況について、同ロードマップの主要施策（脱炭素先行地域づくり、重点対策の全国実施及び 3 つの基盤的施策（国の積極的支援メカニズム、ライフスタイルイノベーション、制度改革等））を中心に以下のとおり整理を行う。

（1）脱炭素先行地域づくり

- 2050 年カーボンニュートラルを 2030 年までに前倒しで実現する脱炭素先行地域（地域の特定のエリアの民生電力部門の取組を中心に、地域資源を最大限活用しつつ脱炭素と地域課題の解決を同時に実現する地域。全国の先行例・模範となって、「実行の脱炭素ドミノ」の起点になり、地域脱炭素の取組を広げていくことが強く期待されるモデル地域）については、2025 年度までに少なくとも 100 か所選定することとされているが、2022 年 4 月以降 2024 年 11 月までに計 5 回の選定を行い、全国 38 道府県における 82 提案を選定（共同提案を含む提案地方公共団体数：9 県、67 市、32 町、9 村）し、その取組について、地域脱炭素推進交付金（2022 年度創設。2024 年度当初 425.2 億円、2023 年度補正 135 億円）により支援。
- 選定された脱炭素先行地域の先進性・モデル性の類型について、「地域課題解決」、「地域脱炭素の基盤創出（脱炭素先行地域の取組を波及させる仕組み）」、「需要家・エリア

設定」、「創出する再エネの種類・導入技術」の4つの観点から整理し、2024年3月以降公表。

- 選定地方公共団体は、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告するとともに、選定地方公共団体の進捗状況については、必要に応じ、評価委員会においてヒアリングを行うなどして評価分析し、選定地方公共団体に対し助言を実施。特に、事業開始後3年程度を目途に中間評価として、設備導入やCO2削減効果等の進捗に加え、地域課題解決の観点にも重点を置いた評価を実施。
- 毎年度のフォローアップを通じて、特筆すべき取組事例や課題克服事例（脱炭素先行地域以外の地域への拡大検討事例、地域エネルギー会社・地域金融機関・地域中核企業・地域間連携等による地域の脱炭素推進の仕組・基盤構築を行う事例、事業実施の工夫により事業性を確保する事例、事業推進体制の構築事例など）を確認し、脱炭素先行地域外への横展開に向け地方公共団体へ情報提供。

【参考：脱炭素先行地域令和5年度フォローアップにおける優良事例】

①金融機関と連携した地域脱炭素の基盤構築

米子市・境港市の共同提案者である山陰合同銀行は、銀行法の改正によって子会社の業務範囲が拡大されたことを受け、全国の銀行で初となる再エネ発電事業を行う会社「ごうぎんエナジー株式会社」を全額出資により設立。その後、常陽銀行、八十二銀行、群馬銀行、中国銀行などにおいて、同様の動きが全国に拡大している。

②地域エネルギー会社を軸にした地域脱炭素の基盤構築

球磨村は、地域エネルギー会社「株式会社球磨村森電力」と連携し、財政支援を受けながら、安価な料金による電力供給を実現。加えて、熊本県内の「株式会社あさぎりエナジー」や「株式会社五木源電力」と連携し各社で発電事業を実施する一方、球磨村森電力が小売電気事業を一括して担うとともに、PPA事業においても蓄電池を一括して遠隔制御するといった工夫により採算性を向上。球磨村森電力は、地域エネルギー会社間での連携関係を活用した横展開を推進している。隣接県である鹿児島県日置市の「ひおき地域エネルギー株式会社」とも、太陽光発電によるPPA事業や小水力発電事業のノウハウを共有し合う関係を構築。さらに、球磨村森電力は、2024年3月に肥後銀行とグリーンローン融資契約を締結し、グリーンローンの要素を満たす「フレームワーク」を作成し、第三者機関からの検証を踏まえて公表。

③公共施設におけるPPAの事業性確保に関する課題克服

北九州市は、公共施設群及びリサイクル企業群において、PPAによる自家消費型太陽光発電の導入を通じて脱炭素化を図るとともに、低コスト型PPAモデルを構築する計画として推進。しかしながら、PPA事業者の公募において、規模の小さい施設は事業採算性が悪いため当該施設単独での公募が困難であったことから、事業採算性が悪い施設と良い施設をグルーピングして発注する方法や契約条件の見直し公共施設への太陽光発電導入を加速化。

（２）脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施

- 2030 年度目標等に向けて、全国で重点的に導入促進を図るべき屋根置き太陽光発電、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、EV 等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業については、2022 年度～2024 年度の３ヶ年度で 149 地方公共団体を選定（35 府県、88 市、26 町）し、地域脱炭素推進交付金により支援。
- 地域脱炭素を目指す地方公共団体・事業者等の利便性向上の観点から、地域脱炭素の取組に対する関係府省の主な支援ツール・枠組みを 2022 年度以降、毎年度取りまとめ公表（1 府 6 省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）164 事業（2023 年度補正及び 2024 年度当初予算ベース。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。））。
- 地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業に対して、脱炭素化推進事業債（地方財政措置）を 2023 年度に創設（事業費 1000 億円。前身の公共施設等適正管理推進事業債（脱炭素化事業）は 2022 年度に創設）。2023 年度同意等額は約 604 億円。

① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電の導入

- 地方公共団体が保有する建築物及び土地については、地球温暖化対策推進法に基づき、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に即して、太陽光発電を導入することとされており、2024 年 3 月に開催した「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」（以下「関係府省庁連絡会議」という。）において、各行政分野の施設を所管する関係省庁によって施設種別ごとに 2030 年度の導入目標を設定（計 4.82GW）。地方公共団体保有施設の太陽光発電導入実績は 2021 年度までに 0.72GW、2022 年度・2023 年度に 0.13GW。
※政府実行計画において、政府が保有する建築物及び土地について、2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すこと等を決定。また、関係府省庁連絡会議において設備容量ベースの導入目標を 0.06GW と設定。各府省庁の太陽光発電導入実績は 2021 年度までに 0.015GW、2022 年度、2023 年度 0.0009GW。官庁施設（合同庁舎）の 2023 年までの太陽光発電の導入実績は約 0.0031GW。
- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設における太陽光発電設備や蓄電池等の導入については、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の実施により、2019 年度から 2023 年度までの累計で 822 施設を創出。
- 民間企業による屋根置き太陽光やソーラーカーポート等の自家消費型太陽光発電設備の導入については、「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」を実施により、2021 年度から 2023 年度までの累積で約 0.55GW の導入を支援。

【その他の対策・施策】

- 官庁施設(合同庁舎)の導入については、新築施設は標準的に導入を図ることとし、既存施設には導入可能性調査の結果を踏まえ、導入を推進。
- 公共施設等の太陽光発電導入に向け 2023 年 3 月に「PPA 等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き」(2024 年 3 月改訂)を策定・公表するとともに、公共施設の太陽光発電の導入調査支援補助等を実施。
- ソーラーカーポートについて、その促進に向けて、2021 年 6 月、杭基礎一体工法に係る建築基準法上の解釈の明確化等を告示。
- 学校施設を環境・エネルギー教育の教材として活用するエコスクールを推進するとともに、公立学校施設への太陽光発電設備の導入を支援。エコスクールとして整備する学校を認定する「エコスクールパイロット・モデル事業」及び「エコスクール・プラス」において 1,974 校を認定。(2024 年 3 月時点)
- UR 賃貸住宅について、2022 年度より設計を行う新築住宅に太陽光発電を原則設置とし、公営住宅については、2022 年度より公営住宅等整備基準(参酌基準)において太陽光発電の設置を原則化。既存住宅についても設置を推進。UR 賃貸住宅における 2023 年度までの太陽光発電導入実績は約 0.6MW。公営住宅への 2021 年度までの太陽光発電導入実績は約 26.8MW。
- 道路については、「道路における太陽光発電設備の設置に関する技術面の考え方」を 2023 年 3 月にとりまとめ、それに基づき、道路交通の安全や維持管理作業の支障とならない道路区域において太陽光発電設備の導入を推進。「道路におけるカーボンニュートラル推進戦略」を策定し、引き続き太陽光発電設備の導入を推進する予定。道路(国道、都道府県道、政令市道、高速道路)における太陽光発電施設は、2021 年度時点で 265 か所。
- 空港については、2022 年 6 月に航空法・空港法を改正し、各空港の管理者が空港関係者と一体となって、具体的な目標や取組内容等を定める空港脱炭素化推進計画を作成する制度を創設。2024 年 10 月末時点で合計 41 空港の推進計画を策定。
- カーボンニュートラルポート(CNP)については、2022 年の港湾法改正により、港湾管理者が官民連携による「港湾脱炭素化推進計画」を作成し、同計画に基づいて、各関係者がそれぞれの取組を進める体制を構築(2024 年 10 月 28 日時点で 28 港において港湾脱炭素化推進計画を作成)。加えて、港湾分野における脱炭素化促進事業により、再エネ電源を用いた港湾施設設備等の導入を支援。
- 鉄道については、「鉄道分野のカーボンニュートラルが目指すべき姿」を 2023 年 5 月に取りまとめ、2030 年代において、鉄道分野の CO2 排出量(2013 年度 1,177 万 t)の実質 46%に相当する量(約 540 万 t)を削減することを目指すこととした。鉄道アセットを活用した再エネ設備等の導入を推進し、取組促進に係る官民連携プラットフォームを設置(鉄道関係者、再エネ関係企業等 132 者が参加)。
- 国営公園、都市公園において既存施設屋上等への導入拡大を推進。

② 地域共生・地域裨益型再生可能エネルギーの立地促進

- 2022 年 4 月施行の地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域制度については、マニュアル整備、ゾーニングを行う地方公共団体への支援、再エネ促進区域における環境対策や事業性等調査支援、固定資産税の特例、2024 年 5 月の地球温暖化対策推進法の改正による再エネ促進区域制度への都道府県関与の強化を実施。また、47 の地域において、再エネ促進区域制度に基づく再エネ促進区域が設定された（2024 年 10 月末時点）。
- 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（以下「農山漁村再エネ法」という。）に基づく基本計画の策定数については、2024 年 3 月末時点で 99 件、設備整備計画の認定数は 120 件となっている。発電出力は合計 1.7GW。2022 年度から 2023 年度の 2 か年の実績は、基本計画策定数 17 件、設備整備計画認定 22 件。
- 2024 年 4 月に改正再エネ特措法が施行され、説明会の開催などの地域住民への事前周知を FIT/FIP 認定要件とした。また、森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得る土地開発に関わる許認可取得を FIT/FIP 認定申請要件とした。
- 営農型太陽光発電については、不適切事案への厳格な対応、下部農地での営農に支障が発生しているなどの状況改善のため、農地法施行規則を改正（2024 年 4 月施行）し、農地の一時転用に関する許可基準の明記や営農が適切に行われることを示す資料提出を明記。また、ガイドラインの周知、指導等を通じて営農型太陽光発電の適正化と基準等の明確化を通じ、手続き事務を円滑化。さらに、営農型太陽光発電取組支援ガイドブックを取りまとめ、優良事例を周知。
※営農型太陽光発電については、2020 年度から 2022 年度までの導入件数は 570 件、0.03GW。
- 「洋上風力発電を通じた地域振興ガイドブック（2022 年 2 月国土交通省港湾局）」「洋上風力発電による地域・漁業振興策事例集（2024 年 3 月資源エネルギー庁・国土交通省港湾局）」「営農地、ため池、廃棄物処分場等における太陽光発電の導入事例集（環境省）」「離島への浮体式洋上風力発電導入検討の手引（2024 年 6 月環境省）」等の事例集を作成し、地域に裨益する事例を発信。

【その他の対策・施策】

- 再エネの地産地消、地域レジリエンス向上に資する自営線マイクログリッド事業について、地域脱炭素推進交付金により支援。
- 脱炭素社会構築に不可欠な水素を地域資源である再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用する事業等を脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業等により支援。本事業により、2021 年度から 2024 年 11 月現在において全国で 13 件の実証事業を実施。
- 太陽光発電に関する森林法の林地開発許可の面積要件を 1.0ha から 0.5ha に引き上

げる政令改正を 2023 年 4 月に施行。

- J-クレジット制度のうち農業・森林分野を着実に運用。J-クレジットの登録件数のうち、農業者が取り組むものは 35 件。農業分野の方法論は 6 つでこれらに基づくプロジェクトは 25 件（2024 年 10 月末現在）。林業分野の方法論は 3 つでこれらに基づくプロジェクトは 203 件（2024 年 10 月末現在）。
- 再エネ事業支援ガイドブックを毎年度改訂、地域共生型再生可能エネルギー顕彰による表彰、地域脱炭素取組事例集を作成、公表。
- 再エネの地産地消と地域裨益を目指す地域新電力が 103 に増加（2024 年 3 月時点、一般社団法人ローカルグッド創成支援機構調べ）。
- 国土交通省及び水資源機構が管理している多目的ダムにおいて、気象予測も活用したダムの運用の高度化、既設ダムの発電施設の新増設、ダム改造・多目的ダムの建設の推進による治水機能の強化と水力発電の促進を両立するハイブリッドダムの取組を推進。

【参考：地方公共団体における地域共生型再エネの推進事例】

長野県は、企業局による小水力発電の新規電源開発（2025 年度末までに 36 か所※2022 年度末 30 か所）を実施。また、小水力発電事業の実施に当たっては、技術的知識、資金調達、許認可手続等の幅広い知見が必要になることから、小水力発電の事業化を目指す事業者に対し、関係部局等で構成する小水力発電キャラバン隊による支援を実施。さらには、市町村・土地改良区等からの要請により、発電施設の設計段階から建設の施工監理、保守管理までを企業局が受託し、技術面での支援を実施。この他、非 FIT 非化石証書等を活用した再生可能エネルギー発電等事業に対し、ソフトからハードまで、一貫して支援する収益納付型補助制度により事業者を支援。以上の取組により、2030 年度における小水力発電については、2021 年度から 45MW の拡大を目指す。

③ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネルギーと再生可能エネルギー電気調達の推進、更新や改修時の ZEB 化誘導

- 2021 年度から 2023 年度にかけて、ZEB の各種認証を取得済の地方公共団体数は 123 団体増加し、146 団体。ZEB 認証取得建築物数は、約 8 倍増加し、195 件。また、公共施設において再エネ由来電力メニューによる電力調達を行っている地方公共団体の割合は、2021 年度から 2023 年にかけて 9.5%増加し 21.4%となった。

※政府実行計画において、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す旨記載。併せて、当該計画に基づき、「官庁施設の環境保全性基準」を改定し、官庁施設が確保すべきエネルギー消費性能として、新築する場合は原則 ZEB Oriented 相当以上とすることを規定。各府省庁の取組状況は 2022 年度に設計した新築建築物 37 件のうち ZEB Oriented 相当以上 10 件。新築の官庁施設（合同庁舎）で ZEB Oriented 相当以上を達成したもの（設計段階含む）については 2023

年度までに5件。

- 「公共建築物（庁舎）における ZEB 事例集（令和4年3月）」（国土交通省）、「公共建築物における ZEB 事例研究（令和6年6月）」（国土交通省）、「公共建築物の ZEB 化検討ステップに応じた課題と解決策」（環境省）を作成・公表し、関係省庁 HP で省エネ改修のメリットを発信するなど、地方公共団体保有の公共施設の ZEB 化を推進。
- 学校施設の ZEB 化を達成した具体的事例について、コストや工夫などの取組内容を取りまとめた手引きを 2024 年 3 月に公表、地方公共団体に周知。
- 2022 年に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）を改正し、2025 年度から原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け。また、遅くとも 2030 年までに、省エネ基準を ZEH・ZEB 水準まで引上げる予定。
- 公共施設を含め新築の建築物の ZEB 化に対して支援。特に、ライフサイクルカーボン等を算定・削減し、かつ先導的な取組を行う新築 ZEB に対しては補助率を上げて支援。また、公共施設を含め既存建築物の ZEB 化及び外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入による省 CO2 改修を支援。補助実績については、2021 年度から 2024 年度 11 月時点において、「建築物等の ZEB 化・省 CO2 普及加速事業」で 228 件。
- J-クレジット制度におけるプロジェクト登録やクレジット利用といった申請手続等をオンライン化したほか、太陽光発電方法論を対象に、2025 年度からの MRV 支援システムの本番稼働に向けてシステム及び制度の環境整備を推進。
- 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入による既存建築物の省 CO2 改修の取組への支援を新たに創設。
- 上下水道施設において、再エネ設備等の導入や、下水道バイオマスの利用推進に向けた技術の導入を水インフラにおける脱炭素化推進事業や下水道温室効果ガス削減推進モデル事業により促進。

【参考：千葉市の全公共施設脱炭素化の事例】

- ・千葉市は、「千葉市地球温暖化対策実行計画」や「脱炭素先行地域」において目標として掲げている全ての市有施設（約 750 施設）の電力消費に伴う CO2 排出実質ゼロの実現について、清掃工場で発電した電力の自己託送や、市所有施設等への太陽光発電設備の導入、再エネ電力メニューへの切替により、目標である 2030 年より前倒しして 2026 年度に達成できる見込みとなった。

④ 住宅・建築物の省エネルギー性能等の向上

- 2025 年度から、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務化。遅くとも 2030 年までに、省エネ基準を ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能まで引上げ予定。
※2022 年度の新築住宅のうち 36.6%が ZEH 基準の水準の省エネ性能となっている。
- 2022 年の建築物省エネ法改正により、住宅トップランナー制度の対象として分譲マ

ンションを追加（2023 年 4 月施行）。また、建築物の販売及び賃貸時の省エネ性能の表示の努力義務化。

- 新築住宅の ZEH 及び ZEH-M（集合住宅のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化、既存住宅の断熱リフォーム等を促進。また、住宅ローン減税において、ZEH 基準の水準の省エネ性能を有する住宅等に対する借入限度額の上乗せ措置を実施。さらに、2022 年 10 月から、住宅金融支援機構において、ZEH を取得する際にフラット 35 における金利引下げを実施。
- 新築の建築物の ZEB 化並びに既存建築物の ZEB 化及び省エネ改修等を促進。使用時だけでなく、建設から解体に至るまでの建築物のライフサイクルを通じて排出される CO₂ の算定・評価等を促進するための制度を構築。

【その他の対策・施策】

- 子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能（ZEH レベル）を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対する支援を約 43 万戸（こどもエコすまい支援事業（2023 年 9 月末時点）の実績）実施。
- 集合住宅の ZEH-M 化及び断熱リフォームへの支援を 70,612 戸（2021 年度～2023 年度）実施。
- 住宅省エネキャンペーンを展開し、特に高性能な断熱窓への改修及び高効率給湯器の導入補助等を促進。断熱窓への改修については、2023 年度において 243,666 戸への支援を実施。また、住宅金融支援機構において、2022 年 10 月に住宅の省エネ改修の低利融資制度を創設。
- 新築の建築物の ZEB 化に対して支援。特に、ライフサイクルカーボンを算定・削減し、かつ先導的な取組を行う新築 ZEB に対しては補助率を上げて支援。また、既存建築物の ZEB 化及び外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入による省 CO₂ 改修を支援。（再掲）

【参考：地方公共団体における事例】

東京都や脱炭素先行地域である川崎市では、2025 年 4 月から建築物への太陽光発電設備等の設置が義務化（大規模建築物は建築主を、住宅等の小規模建築物はハウスメーカー等が義務対象者。新築・増築等の建築物が対象、既存の建築物は対象外）。相模原市等でも同様の条例制定に向けた検討の動きがみられている。

⑤ ゼロカーボン・ドライブの普及

- 地方公共団体の公用車の電動化（EV、FCV、PHEV、HV）と再生可能エネルギー発電設備・充電設備の同時導入支援を地域脱炭素推進交付金等により推進。地方公共団体の全一般公用車における電動車導入割合（ストック）は、2021 年度から 2023 年度にかけて 2.5 ポイント増加し 9.7%。台数ベースでは同期間に 47.5%増加し 22,901 台。
※政府の公用車については、政府実行計画において代替可能な電動車がない場合等

を除き新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする目標を設定し、導入を推進。2022 年度の政府の電動車導入割合（ストック）は 33.5%で、新規導入・更新が 60.8%。

○乗用車及び商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化支援について、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金、商用車の電動化促進事業等により実施。支援実績としては、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金により、約 12 万台の電動車（乗用車）の導入を支援。商用車の電動化促進事業により、約 2,800 台の電動車（商用車）の導入を支援。

※2035 年までに乗用車新車販売に占める電動車（EV、FCV、PHEV、HV）の割合を 100% にすることを目指す。

※商用車は、小型の車については、新車販売で、2030 年までに電動車 20～30%、2040 年までに電動車・脱炭素燃料車 100%を目指す。

【その他の対策・施策】

○2030 年までに 30 万口の充電インフラの整備を目指し、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金により、充電設備の整備を推進し、2023 年度末時点において 4 万口が整備されている状況。

○2021 年 4 月より、国立公園及び国民公園の有料駐車場において、電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV）の駐車料金の無料化を実施。

○水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業により、水素燃料電池や水素内燃機関の活用によるトラック、建機、農機等の重量車の脱炭素化を推進。

⑥ 資源循環の高度化（循環経済への移行）

○2024 年 8 月 2 日に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画において、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた。さらに、関連施策を政府全体として戦略的かつ統合的に行うため、循環経済に関する関係閣僚会議を新たに設置し、年内に政策パッケージを取りまとめ。

○2022 年 4 月 1 日に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、製品プラスチックを含むプラスチック使用製品廃棄物を分別収集・再商品化することが市町村の努力義務として定められたほか、事業者の自主回収や再商品化を進める大臣認定制度を創設。2023 年度に製品プラスチックのリサイクルを実施した市区町村（一部事務組合を含む。）は 37 であり、2024 年度末までに、101 まで増加する見込み。また事業者の自主回収、再資源化の取組について、7 団体に対して大臣認定を行った（2024 年 6 月末時点）。

○食品ロス削減と食品リサイクルの拡大については、地方公共団体等への支援（計画策定支援、対策事例・手引き等）を強化。食品廃棄ゼロ（焼却・埋立ゼロ）を目指す先行エリアを創出するため、2023 年度までに累計 18 件をモデル事業により支援。

- 食品ロスの発生量について、2022 年度は約 472 万トンと、前年度から約 51 万トン（約 9.8%）減少（内訳：事業系約 43 万トン（約 15.4%）減少、家庭系約 8 万トン（約 3.3%）減少）し、事業系食品ロスは、2030 年度までに 2000 年度比で半減する目標を達成。
- ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の促進については、2024 年 3 月に通知を発出するとともに、循環型社会形成推進交付金により支援。ごみ焼却施設数は平成 25 年度から 2022 年度の 9 か年で、1,172 から 1,016 に減少する一方、廃棄物発電を行う施設数は 328 から 404 に増加。有機廃棄物等の処理で生じたエネルギーを地域へ供給する事例が増加。
- 2024 年 5 月に、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進する「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が成立（2024 年 5 月 29 日公布）。
- 2030 年代後半に排出量が顕著に増加すると想定される太陽光パネルの廃棄・リサイクルの在り方について、2023 年 4 月から検討会を開催し、2024 年 1 月に中間取りまとめ。また、2024 年 9 月から審議会において、太陽光発電設備リサイクル制度の在り方等について審議を開始。

【その他の対策・施策】

- 2023 年 12 月に「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を関係省庁が連携し取りまとめ。2024 年度は食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の年度内の見直しについて、閣僚級会議において審議。
- 2024 年 2 月、食料安全保障の強化、カーボンニュートラル等の動向を踏まえ、食品リサイクル法の基本方針を改定し、食品循環資源のエネルギー利用の推進等を追記。また、今年度内に同基本方針の見直しを行うため、2024 年 6 月に審議会において審議開始。
- 2024 年 10 月時点、納品期限緩和に取り組む事業者は、339 事業者。賞味期限表示大括り化に取り組む事業者は 350 事業者。
- 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者制度の登録件数はほぼ横ばいで、再生利用のうち優先順位が高い飼料化・肥料化が 8 割を占め、再生利用実施率向上に貢献。
- 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者制度の登録件数はほぼ横ばいで、再生利用のうち優先順位が高い飼料化・肥料化が 7 割を占め、再生利用実施率向上に貢献。
- 上下水道施設において、再エネ設備等の導入や、下水道バイオマスの利用推進に向けた技術の導入を水インフラにおける脱炭素化推進事業や下水道温室効果ガス削減推進モデル事業により促進。（再掲）

⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり

- 立地適正化計画は、2024 年度末時点で 600 市町村での作成・公表を目標としているところ、2024 年 3 月末時点で 568 市町村において作成・公表済みであり、これらを含む 747 市町村において作成に向けた取組が進められている状況（都市計画区域を有する市町村の過半数）。実効性向上に向けたあり方検討会を開催し、今後の取組の方向性を取りまとめ。
- 「滞在快適性等向上区域」（多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図る区域として、市区町村が都市再生整備計画に位置付けるもの）を設定した市区町村数は 102 に及ぶ。
- スマートシティについては、関係府省庁によるタスクフォースを設置し、スマートシティ関連事業に係る合同審査会を開催するなど政府一体で取組を推進。2025 年度までにスマートシティの技術を実装した地方公共団体の地域の目標数を 100 としていたところ 107 に到達し、前倒しで目標を達成。2024 年 3 月にはスマートシティ施策の今後についてロードマップを取りまとめ。
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画について、2024 年度末の策定目標は 1200 件のところ、2023 年 10 月末時点での計画作成数は 892。
- バス・タクシー等の「交通 DX・GX」について、道路運送高度化事業を拡充し、EV バス・EV タクシーの導入等を通じて、交通 DX・GX を推進する事業を創設（2023 年 7 月施行）、2024 年 10 月末時点での融資実績は 2 件。社会資本整備総合交付金を含め予算面で支援するとともに、財政投融資を活用した（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の出融資、固定資産税の特例措置により支援。
- 地域の多様な関係者の MaaS 等のデジタルを活用した「共創」（連携・協働）に係る取組について支援を実施。
- 都市緑地法等の一部を改正する法律（2024 年 11 月施行）に基づく都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業の認定制度の創設に加え、緑地確保の取組を推進。
- 新たにグリーンインフラの目指す姿や取組に当たっての視点を示すとともに、官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを目指し、国土交通省の取組を総合的・体系的に位置付けた「グリーンインフラ推進戦略 2023」を策定。

⑧ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

- みどりの食料システムを実現し、農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保を図るため、2022 年 7 月にみどりの食料システム法を施行。2023 年度から 46 道府県による環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者の計画認定が開始し、計 18,000 以上の経営体を認定。また、環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等を図る事業者の計画認定制度において、計 82 の事業者を認定（2024 年 9 月末時点）。
- みどりの食料システム戦略に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を推進。農産物にラベル表示するための基本的な考え方と算定・表示

- の手順を整理したガイドライン及び新たなラベルデザインを策定し、「見える化」の本格運用を開始（2024年3月）。販売店舗等は632か所（2024年10月末時点）。
- 農山漁村再エネ法を着実に運用。農山漁村再エネ法に基づく基本計画の策定数は99件、設備整備計画の認定数は120件（2024年3月末時点）。発電出力は合計1.7GW。2022年度から2023年度の2か年の実績は、基本計画策定数13件、設備整備計画認定22件。（再掲）
 - J-クレジット制度のうち農業・森林分野を着実に運用。J-クレジットの登録件数のうち、農業者が取り組むものは35件。農業分野の方法論は6つでこれらに基づくプロジェクトは25件（2024年10月末現在）。林業分野の方法論は3つでこれらに基づくプロジェクトは203件（2024年10月末現在）。（再掲）
 - 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」について、2027年度の本格実施を目標に、2024年度から試行実施。

（３）地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築

① 地域の支援体制構築

- 地域脱炭素推進のための地方支分部局間の連携体制について、相談窓口体制を地方環境事務所が中心となって確保（例えば、北海道地方環境事務所において「ゼロ北テラス」、近畿地方環境事務所において「きんき脱炭素チーム」といったワンストップ窓口を設置）するとともに、連携枠組みや支援ツールを組み合わせるなどにより強化。
- 金融機関、経済団体、大学、地方公共団体、国などがコンソーシアムを組織し、株式会社脱炭素化支援機構（JICN）等を活用し、地域脱炭素投資を促進するための体制を構築。株式会社脱炭素化支援機構等との連携のもと、脱炭素投融资対象案件の創出を支援。2024年10月現在、中・南九州地域等で地域コンソーシアムを立ち上げ。
- 地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体が連携し、地域内中小企業の脱炭素経営普及を目指す「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」を実施（計26件採択）。
- （独）中小企業基盤整備機構が、中小企業・小規模事業者を対象としたカーボンニュートラル・脱炭素化について、オンライン相談窓口を2021年10月に開設。同年12月以降、北海道・東北・関東・中部・北陸・近畿・中国・四国・九州本部で対面相談窓口を開設。相談対応に加え、カーボンニュートラルに向けた伴走支援も実施。
- 脱炭素先行地域や重点対策加速化事業の取組等を契機に、地方公共団体と民間事業者（地域金融機関、中核企業、大学、商工会議所等）との連携協定が締結される等、地域の脱炭素を支える仕組・基盤の構築が進展。
- 全国での地域脱炭素の取組実践に向けて、都道府県が主導して、管内の市区町村を巻き込みながら具体的な事業構想や実施手法等を検討するためのモデル事業（ステ

ップアップ事業）を実施（2024 年度 6 団体採択）。

② 人材・技術・情報・資金による国の積極支援メカニズム

（ア）技術・情報

- 自治体排出量カルテにおいて、公表データを基に作成した都道府県・市区町村の部門別 CO2 排出量のデータを提供しているほか、2023 年度から都道府県・市区町村別電気使用量、自家消費を除く再エネ導入量をホームページ上で公開。
- 再生可能エネルギーポテンシャル情報提供システム（REPOS）、環境アセスメントデータベース（EADAS）、地域経済循環分析ツール、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPPS）により、再生可能エネルギーに関するポテンシャル情報、地域の自然環境や社会環境の情報、再エネの地域経済との関係などを継続的に見える化。
- 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）について、報告義務の対象外となる中堅・中小事業者が、EEGS を使って排出量算定や削減取組情報の入力を行い、それらを公表する機能を 2024 年 6 月に追加。
- 地域の持続可能性の向上や環境・社会へのインパクト創出等に資する地域金融機関の取組を支援し、事業を通じて得られた知見や具体的な事例について取りまとめ、「ESG 地域金融実践ガイド 3.0」として公表。

（イ）資金

- 2022 年度から地域脱炭素推進交付金を創設し、脱炭素先行地域や重点対策に取り組む地方公共団体を複数年で複合的に支援。脱炭素先行地域 82 地域、重点対策加速化事業 149 地域の取組が進捗（2024 年 10 月時点）。
- 2023 年度から脱炭素化推進事業債を創設し、2024 年度から過疎対策事業債の脱炭素化推進特別分を創設。
- 公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能になった。災害時にも機能発揮できる公共施設 800 施設以上を創出。
- 工場、事業場における先導的な脱炭素化取組を支援。また、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデル事業を支援。2021 年度から 2023 年度において 323 件の支援を実施。また、バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業を、2023 年度 5 件、2024 年度 6 件実施。
- 2022 年度から、関係府省の地域脱炭素に資する事業・施策を取りまとめ、公表・発信。2024 年度は、1 府 6 省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の財政支援等の支援ツール・枠組みを延べ 164 事業掲載。
- 2022 年 10 月に、株式会社脱炭素化支援機構（JICN）を創設し、脱炭素に関する多種多様な事業への投融資により 31 件の支援決定を公表（2024 年 11 月 8 日時点）。
- 地域振興に資する民間投資を支援するために都道府県又は市町村が長期の無利子

資金を融資するふるさと融資制度について、地球温暖化対策推進法に基づき市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」及び株式会社脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業に対し、融資比率を引き上げる等の特例措置を創設（2022 年）。

（ウ）人材

- 2023 年度より脱炭素まちづくりアドバイザー制度を創設し、地方公共団体に対して専門人材を派遣。地域脱炭素に従事する人材について、2023 年度、2024 年度においてこれまで 96 件を派遣した脱炭素まちづくりアドバイザー制度を始め、地方創生人材支援制度（グリーン専門人材）については、2021 年度から 2023 年度で 30 件、GX アドバイザーについては、2024 年度に 18 件、地域活性化起業人制度については 2023 年度に 24 件、地域おこし協力隊制度については 2023 年度に 13 件、地域脱炭素に従事する人材を派遣。
- 脱炭素アドバイザー資格制度認定事業（2023 年 10 月より認定）により、「脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドライン」の要件を満たす民間資格を認定することにより、脱炭素化推進に向けて適切な知識を備えた人材が企業の内外でその機能を発揮できるように取組を推進。これまで7つの民間資格制度を認定（2024 年 10 月末時点）。
- 自治大学校やオンライン講座において、地方公共団体職員等に対する研修を実施。
- 2023 年度に、GX を含む地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置の創設・拡充及び地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置を創設。

【参考：脱炭素先行地域における体制整備・人材活用事例】

- ・札幌市は、脱炭素先行地域の取組において、都心地域の民間施設群での省エネ化や太陽光発電等の導入、熱源のカーボンニュートラルガスへの切替え等を促進し、公共施設群の省エネ化や太陽光発電設備導入の拡大等を着実に推進するため、副市長をトップとして部局横断の体制を構築し、都心地域の民間施設群については半分以上の合意を取得するとともに、公共施設群については新たに環境エネルギー担当部長を配置し、敷地内野立てや壁面設置の太陽光発電設備の導入に向けて取り組んでいる。
- ・仙台市では、脱炭素先行地域の取組において、着実な計画実現に向け、令和 6 年度より環境局内に専門部署である「先行地域推進室」を創設し、専任を 3 名から 10 名に拡充した。加えて、ZEB や断熱、再エネ発電など複数分野にわたり専門性が高い判断ができる人材が必要であることから、建築職を新規に 1 名採用、電気職を庁内から 1 名配置したほか、共同提案者より電力事業に明るい社員の派遣を受けている。
- ・上野村は、脱炭素先行地域の着実な事業推進にあたり、外部人材活用の必要性があった。そこで、総務省地域活性化起業人制度を活用し、令和 5 年度から 2 年間、民間企業から 1 名出向者を受け入れることで体制強化を図った。出向職員は、間接補

助での設備導入を進めるにあたり、補助金の制度説明における広報業務を始め事業全般に携わった。その結果、補助制度に関する村民の理解が深まり、当初計画に準じた事業実施が可能となった。

(4) ライフスタイルイノベーション

①製品・サービス等の温室効果ガス排出量の見える化

- 製品単位のライフサイクル全体の GHG 排出量（カーボンフットプリント：CFP）について、環境省・経済産業省は、CFP 算定の取組指針を示した「カーボンフットプリント・ガイドライン」を 2023 年 3 月に公表。
- 2022 年度から、CFP の算定、削減、表示に係る企業の主体的な取組を支援し、CFP の知見を得てもらうとともに、排出削減の取組とビジネス成長を両立させる先進的なロールモデルを創出するモデル事業を実施。モデル事業で得られた知見を踏まえた実務上の観点を解説するため、別冊として「CFP 実践ガイド」を 2023 年 5 月に公表。2022 年度 4 社、2023 年度 5 社、2024 年度 4 社及び 2 団体等が参画。
- 新築・既存建築物の ZEB 化の推進に加え、ライフサイクルカーボンを算定・削減し、かつ先導的な取組を行う新築 ZEB への支援を実施。

②二酸化炭素削減ポイントやナッジの普及拡大

- 2021 年度補正予算事業として、支援後の 3 年間以上の継続を確保し、企業、地方公共団体等がグリーンライフ・ポイントを新たに発行するために必要な企画・開発・調整等の費用を補助。48 社に対し補助採択を実施。
- 2022 年度から、ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換のための実証事業を実施。

③脱炭素の意識と行動変容の発信・展開等

- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のムーブメントを起こすための国民運動として、2022 年 10 月からデコ活を開始し、デコ活応援団（官民連携協議会）における連携・マッチング、脱炭素型「取組・製品・サービス」の HP での情報発信、補助事業による社会実装型取組支援などを実施。官民連携協議会に 1,937 企業・団体等が参画（2024 年 11 月 6 日時点）。
- 2023 年 2 月には、脱炭素につながる豊かな暮らしの道筋（課題と仕掛け）を示した「くらしの 10 年ロードマップ」を策定。

【参考：地方公共団体が主導する脱炭素に向けた国民運動・ムーブメントの事例】

- ・福島県では、2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、知事を代表とした「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」を 2023 年に設立。県民・民間団体・事業者・行政等と連携して取組を推進し、216 団体（例：商工会議所連合会、銀行協会、農業協同組合等）等が参画。例えば、宅配便の再配達による CO2 を削減するため、「み

んなでアクション！置き配活用プロジェクト」として住民参加型（300 世帯参加）で地域の再配達個数ゼロを目指した活動を実施。アンケート調査の結果、約 4 ヶ月間で、約 90%が再配達削減につながり、1,825 回置き配が活用された。

- ・千葉市では、幕張メッセで開催するイベント（音楽イベントや XGames 等）や動物園において、イベント参加者や入園者が使用した割り箸を用いて好きなアーティストや写真を撮りたい動物等への投票を実施する（2024 年度は 4 回実施）等、イベントを通じた脱炭素に関する理解醸成を図っている。なお、回収した割り箸は、燃料チップ化しバイオマス発電の燃料として活用。
- ・尼崎市では、市が独自開発した電子地域通貨を活用し、脱炭素や SDGs の達成につながる行動や買い物をするとポイントが付与され、市内の取扱加盟店で 1 ポイント 1 円で食事や買い物等で使用できる制度（あま咲きコイン）を創設。2021 年 7 月より開始し、12 万人以上が参加（市の人口は約 45 万人）。脱炭素先行地域の取組と合わせて、尼崎市の脱炭素と経済の活性化の同時達成を推進。

（５）制度改革等（ルールのイノベーション）

①地球温暖化対策推進法を活用した地域共生・裨益型再生可能エネルギー促進

○28 府県が地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域に係る都道府県基準を設定。2024 年 10 月末時点で 47 市町村が促進区域を設定（うち、地域脱炭素化促進事業の認定は 1 件）。

※円滑な再エネ導入のための促進区域設定等に向けたゾーニング等の取組を行う地方公共団体に対して、補助事業により 35 件支援。また、2024 年度から、再エネ促進区域又は促進区域の設定に向けた検討の用意がある市町村の区域において、事業者が地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を補助事業により 4 件支援。

○2024 年の地球温暖化対策推進法改正により、都道府県及び市町村が共同して再エネ促進区域等を設定することを可能とし、複数市町村にわたる事業計画の認定等について都道府県が処理する等の見直しを実施。

○認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の太陽光発電設備に係る課税標準を、課税標準となるべき価格から一定割合に軽減する特例措置を 2024 年度より実施。

②風力発電の特性にあった環境アセスメントの最適化等による風力発電促進

○洋上風力発電については、促進区域（領海及び内水）及び募集区域（EEZ）の指定等の際に、海洋環境等の保全の観点から、環境大臣が調査を行うこととし、これに伴い、環境影響評価法の相当する手続を適用しないこととする制度の創設を盛り込んだ海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）の改正法案について検討。

③地熱発電の科学的調査実施を通じた地域共生による開発加速化

- 「地熱開発加速化プラン」において、10年以上の地熱開発までのリードタイムを2年短縮し、最短8年まで短くするとともに、2030年までに全国の地熱発電施設数（自然公園区域外を含む。）を2019年の約60施設から倍増させることを目指し、2023年3月末時点において100施設まで増加。
- 2021年9月、自然公園法、温泉法の運用見直しに係る通知を発出し、自然公園法においては自然環境との調和が図られた優良事例については容認し積極的に進める方針に転換し、温泉法については、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」において、開発事業者が持続可能な形で地熱資源を利用する計画を策定した場合は、掘削許可において設けられていた一部の規制を適用しないこと等を提示。
- IoT活用による温泉モニタリング事業を全国18地域22か所で実施するとともに、地方環境事務所等に地熱発電等調整専門官を配置。

④住宅・建築物分野の対策強化に向けた制度的対応

- 2022年に建築物省エネ法を改正し、2025年度から、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務化。遅くとも2030年までに、省エネ基準をZEB・ZEH基準の水準の省エネ性能まで引上げる予定。（再掲）
- 2022年の建築物省エネ法改正により、住宅トップランナー制度の対象として分譲マンションを追加（2023年4月施行）。また、建築物の販売及び賃貸時の省エネ性能の表示の努力義務化。（再掲）
- 2021年10月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称：都市（まち）の木造化推進法）が施行され、木材利用促進の対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大。
- 建築物における木材利用を促進するため、都市の木造化推進法に基づき、建築主である事業者等と国又は地方公共団体とが協定を締結できる制度（建築物木材利用促進協定）を創設。全国で協定制度を活用した取組が拡大。
- 民間建築物等における木材利用促進に向けて、経済・建築・木材供給関係団体等、川上から川下までの関係者が広く参画する「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会（ウッド・チェンジ協議会）」を2021年9月に立ち上げ、課題解決のための検討を実施し、建築物の木造・木質化の事例や、木造建築物の標準モデル等をまとめた普及資料を作成し、公表。木造住宅における国産材使用割合の低い分野（横架材や羽柄材等）での国産材利用を拡大するとともに、中高層建築物等の木造化・木質化を推進するため、製材や耐火部材・CLT（直交集成板）等に係る技術開発・普及、木造建築物の設計者の育成を実施。

3. 地域脱炭素を加速するための政策の方向性と具体的な取組

(1) 顕在化してきた課題と今後考慮すべき脱炭素技術等

○2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇が2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされた。我が国においても、2020年10月の「2050年カーボンニュートラル宣言」、2020年11月の衆参両議院「気候非常事態宣言」決議を経て、2021年には2030年度の温室効果ガス46%削減・2050年カーボンニュートラル実現を国際公約として提出したところである。

一方で、気候変動による影響は深刻化しており、2023年7月には世界の平均気温が観測史上最高となる見通しとなったことを受け、国連のグテーレス事務総長が危機感を伝えるため「地球沸騰化」と発言し、同年のCOP28においては、2030年までに再エネの発電容量を世界全体で3倍にするとの目標が掲げられるなど、引き続き脱炭素社会の実現に向けた国際的な議論の積み重ねが進んでいる。我が国においても、年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行し、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加していることが指摘されている。また、日本国内の大雨や短時間強雨の発生頻度も増加しており、各地で被害が発生していることに加え、複合的な災害影響や高温による農作物の生育障害や品質低下が発生するなど、様々な地域、分野への気候変動の影響が既に発生している。

○直近2022年度の我が国の温室効果ガスの排出量は、過去最低を記録し、2050年カーボンニュートラル実現に向けた順調な減少傾向が継続しているものの、2030年度46%削減目標は極めて野心的なものであり、その達成は依然として決して簡単なものではない。これまで以上に、地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が必要不可欠なものとなっている。

地域脱炭素元年とも言える2022年度以降、前述の「2. 地域脱炭素ロードマップの進捗」において確認してきたとおり、脱炭素先行地域づくり、重点対策の全国実施及び3つの基盤的施策（国の積極的支援メカニズム、ライフスタイルイノベーション、制度改革等）等を通じて、地域脱炭素の動きは加速している。ゼロカーボンシティを宣言した地方公共団体の数は、「2050年カーボンニュートラル宣言」時（2020年10月）は166団体だったが、今や1,122団体（2024年9月末時点）となり、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定数の増加、独自予算措置の拡大、独自条例の制定、公共施設における太陽光発電設備導入・ZEB認証数・再エネ由来電力メニューによる調達電力量もそれぞれ増加している。そして、地域脱炭素の重要な特徴と言える、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化・地域課題解決については、脱炭素先行地域の取組を始め、各地において、企業誘致・地場産業育成、農林産業振興、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決（地域公共交通確保維持、少子化対策への活用等）など地方公共団体主導で各地域の特性を活かした多くの事例が出てきている。

○一方で、地域脱炭素を推進する上で、様々な課題が顕在化してきている。

地方公共団体における財源不足や専門知識を有する人材不足のほか、特に、小規模な市町村においては地域脱炭素を推進する人員の不足が深刻である。例えば、人口1万人未満の市町村においては、全ての地方公共団体が策定義務となっている地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）策定率は81.1%、同実行計画（区域施策編：策定は努力義務）の策定率は17.4%に止まっている（2023年10月時点）。また、これまでに脱炭素先行地域に選定された市町村のうち、町村が占める割合は約38%、重点対策加速化事業においては約23%に止まる。

加えて、地域経済の中心的な担い手である中小企業や農林水産業についても、同様に資金や人材不足等を原因に脱炭素化が遅れており、取組をさらに進めていくことが求められている。

更には、再生可能エネルギー導入に伴う地域トラブルの増加や営農型太陽光における不適切案件の発生などを踏まえ、地域共生型や地域裨益型の再生可能エネルギー導入の必要性が高まっているほか、太陽光や風力などの再生可能エネルギーは出力変動が大きく系統負荷軽減への対応として出力抑制が増加しており、地域共生・地域裨益型の再生可能エネルギーの最大限導入をするためには、系統の増強に加え、系統負荷軽減の観点から、再生可能エネルギーの自家消費及び地域内消費による地産地消がますます重要となっている。

○更には、前回の地域脱炭素ロードマップを議論した2021年当時に比べると、課題を克服するための新たな技術が開発・実装されてきていることから、地域脱炭素を推進する上で、これらの技術等への対応も考慮していく必要がある。例えば、従来型の太陽光パネルの設置が難しい場所にも設置が可能となるペロブスカイト太陽電池や再エネ等由来水素関連設備、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント、営農型太陽光発電やブルーカーボン技術、e-メタンや水素などの熱需要の脱炭素化技術などの実装の動きが活発化している。また排出削減が困難なセクターの脱炭素化の取組を推進するグリーンスチール等の脱炭素型製品が順次実用化されつつあり、このような脱炭素型製品・サービスを地域において実装し、地域の脱炭素化と国内の初期需要創出、さらには地域内の経済循環につなげていくことが新たな課題となっている。

また、国全体におけるDX化の進展や半導体生産等の国内回帰の動きの加速を受け、国全体としてエネルギー需要の大きなデータセンターや半導体工場等の立地拡大の必要性が生じていることから、地域における再生可能エネルギーの最大限導入・地域脱炭素推進の観点からも、このような新たな需要を地域で取り込み地域内の経済循環につなげていくことが重要となっている。

上記のような、地域脱炭素ロードマップを推進してくる中で顕在化してきた足元の課題や今後考慮すべき脱炭素技術等を踏まえ、地域脱炭素の政策の方向性と具体の取組について、分野横断的な課題への対応と個別分野における課題への対応に分けて、以下のとおり示す。

（２）施策の方向性の全体像

○2050 年カーボンニュートラルに向けた 2030 年度 46%削減という我が国の野心的な目標達成のためには、地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組を加速化していく必要がある。顕在化してきた課題等に対応しつつ、地域脱炭素政策を進めるに当たっては、引き続き脱炭素と地域課題の同時解決に向け、地方創生に資する形で進めていくことを基本とすべきである。なぜなら、地球規模の取組といえる地球温暖化対策を地域政策へとつなげ、全国へ脱炭素ドミノを起こし普遍化するためには、脱炭素の取組が地域のステイクホルダーにとってメリットがあることが重要であるからである。

もとより、地域ポテンシャルに応じた再生可能エネルギーを地域で創り、貯めて、賢く使うことは、足元のエネルギー価格の高騰や需給ひっ迫にも強い地域への転換にもつながると同時に、未利用資源活用を通じた産業振興やレジリエンス強化、地域経済収支の改善や収益を通じた公共交通維持確保等、様々な地域課題の解決にも貢献し得るものである。また、今や世界の潮流を踏まえれば、地域脱炭素をできるだけ早期に実現することこそが、地域の企業立地・投資上の魅力を高め、地域の産業の競争力を維持向上することにもつながることから、地域脱炭素は新しい地方経済の創生の極めて重要な要素になっていく。地域資源を生かし、「消費する地域」から「生みだす地域」に移行し、その収益を地域内で再投資することにより、新たな産業と雇用を生み、地域内で経済を循環させることができる。

○地域脱炭素を加速し地方創生を目指すためにも、地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、それぞれの強みを活かして、地域主導の効果的な施策連携体制を「産官学金労言」を挙げて構築することが重要である。地方公共団体が中心となることで、脱炭素が住民、地域企業を巻き込んだ大きなムーブメントが起こり、点の取組ではない面の取組、地域の政策になり、地域の経済が脱炭素型に移行していく。

○そのため、国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいく。その際、2050 年カーボンニュートラルという我が国の目標に向けた中間的な 2035 年、2040 年も見据えつつ、2030 年度温室効果ガス 46%削減目標達成に向けて地域脱炭素の全国展開のための基盤を更に強化・確固たるものとしていくため、2026 年度以降 2030 年度までの 5 年間を新たに実行集中期間として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、地域特性に応じた再エネを活用した創意工夫ある地域脱炭素の取組を展開する（「地域脱炭素 2.0」）。

○第 6 次エネルギー基本計画（2021 年 10 月閣議決定）策定時において、2030 年度までの再エネの追加導入目標のうち地域脱炭素に係る部分となっていた公共施設の率先実行分 6.0GW、地域共生型太陽光発電分 4.1GW、地域共生型の再エネ分 4.1GW、陸上風力発電分 0.6GW については、引き続き、実行集中期間における地域脱炭素に係る目標として、関係府省と連携して実現を目指すこととする。

- また、全ての地方公共団体において地域脱炭素を加速させる実行の集中期間とするためにも、小規模市町村を含む全ての地方公共団体において他の地方公共団体や民間事業者等（地域金融機関、中核企業、地域エネルギー会社、大学、商工会議所等）と地域脱炭素に係る連携協定を少なくとも1以上締結する等、ゼロカーボンシティ宣言に次ぐ共通指標となる行動を推進する。

（３）分野横断的な課題への対応

① 地域脱炭素の横展開

（課題等）

- 脱炭素先行地域や重点対策加速化事業に選定された地方公共団体を始めとして、各地において、地域の再エネポテンシャルを生かしながら、脱炭素と地域課題の同時解決を目指す地方創生に資する取組や地域脱炭素を推進する上での基盤創出（地域金融機関・地域中核企業・地域エネルギー会社・大学・商工会議所、他の地方公共団体との連携等による地域の脱炭素を推進するための仕組・基盤構築）に向けた取組など、地域脱炭素の様々な創意工夫が始まっている。

一方で、2030 年度目標及び 2050 年カーボンニュートラルに向けては、全ての地域で、加速的に、こうした取組を実施・横展開する必要がある、こうしたトップランナーに続く地方公共団体を早急に増加させていく必要がある。

- 特に小規模な地方公共団体においては、地域脱炭素を推進する人材や資金不足等が明らかになり、また、地域経済の中心的な担い手である中小企業や農林水産業においても同様に人材や資金不足等を原因に脱炭素化が遅れていることから、これら小規模な地方公共団体や中小企業等に対しても脱炭素化の動きを波及させる方法論を具体的に検討していくことが必要となっている。

（施策の方向性と具体の取組）

- 地域脱炭素ロードマップや地球温暖化対策計画、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略等に基づき、国は、2025 年度までに少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域を選定し、地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を 2030 年度までに実現するとともに、全国で重点的に導入促進を図るべき自家消費・地域消費再エネ、蓄電池、屋根置き型太陽光発電、ZEH・ZEB、EV 等の導入を地方公共団体がその区域に対し複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業を促進する。これらの取組を通じて、地域課題と脱炭素の同時解決モデルの創出や、地域脱炭素を推進する上での基盤創出（地域金融機関・地域中核企業・地域エネルギー会社・大学・商工会議所、他の地方公共団体との連携等による地域の脱炭素を推進するための仕組み・基盤の構築）の増加を図る。
- 脱炭素先行地域の先進性・モデル性の類型化の情報や選定された地方公共団体のフォローアップを通じた優良事例、課題克服事例についての情報発信を更に積極的に行うとともに、脱炭素先行地域や重点対策加速化事業等で得られた事業性・効率性に関する知見や地方創生に資する優良事例の KPI 改善など、より実践的・具体的なノウハウ

を中心に、課題別・分野別に取りまとめ、改めて積極的に周知・発信することで、地域脱炭素の加速化・全国展開を図っていく。関係府省においても類似の情報発信の強化を図っていく。

- 地域の住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、多様な主体が参加するフォーラム等を各地方環境事務所単位の地域ブロックで開催する。
- 国は、こうした取組が円滑に進むよう、必要な情報・技術、資金、人材の観点からの支援を引き続き行う。

② 国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携 (課題等)

- ゼロカーボンシティ宣言を行った地方公共団体が 2024 年 9 月末時点で 1,122 に上る一方で、全国の小規模な市町村の多くが、専門知識、財源、人材の不足により、単独で脱炭素のための計画を立案し、実行していくことに限界があることも明らかになりつつある。
- 例えば、2023 年 10 月時点の都道府県及び市町村の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率は 40.7%であり、人口 1 万人以下の小規模地方公共団体においては策定率は 17.4%となっている。また、これまでに脱炭素先行地域に選定された市町村のうち、町村が占める割合は約 38%、重点対策加速化事業においては約 23%であり、全国の市町村数に占める町村の割合である約 54%と比較しても少数であり、こうしたところにも小規模地方公共団体の難しさが表れている。さらに、市町村別の温室効果ガス排出量など地域脱炭素の取組に必要なデータについては、市町村が実施する脱炭素の取組による効果が反映されにくく、適切な進捗管理が困難であるという意見もある。なお、2023 年 10 月時点の都道府県及び市町村の地方公共団体実行計画（事務事業編）策定率は 92.7%、廃棄物処理業務などを含む地方公共団体の組合における同計画の策定率は 41.9%に止まる。
- 他方、広域地方公共団体である都道府県は、小規模地方公共団体である市町村の区域を含めた区域施策編の策定が義務付けられており、脱炭素先行地域や重点対策加速化事業においても、都道府県が管内の市町村の支援を行う等の取組が進められている。また、政令市等においても、連携中枢都市圏等の枠組みの中で他の市町村を牽引する形での取組が進められてきている。
- このように、人員・専門人材不足による困難性や再生可能エネルギー等の効率的な導入・利用の観点を踏まえ、都道府県による垂直連携や市町村間の水平連携により、小規模地方公共団体に対する連携や支援を進めることが必要となっている。特に、再生可能エネルギー等の導入・利用の促進に当たっては、安定的かつ効率的な需給体制の構築が重要となることから、都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域の脱炭素化を積極的に牽引することが期待される。
- また、地域脱炭素の取組を加速させるためには、地方公共団体間の役割分担を踏まえつつ、地方公共団体と地域の各主体（民間企業、地域金融、地域エネルギー会社等）

との連携を更に進めることが必要である。

【参考：地方公共団体間連携の事例】

- ・岐阜県、三重県、香川県などが、県内市町村の家庭や事業所向け太陽光発電設備導入に係るノウハウが乏しいことを踏まえ、市町村経由の補助制度について、重点対策加速化事業を活用して創設。仕様の作成等を支援することで、再エネ設備導入ノウハウの市町村への展開を図っている。
- ・連携中枢都市の北九州市が、脱炭素先行地域づくりを通じて、圏域 17 市町への再エネ導入の計画づくりを地域エネルギー会社と連携して実施するとともに、採算性の悪い施設も含められる等の PPA の実施方法を工夫し、圏域の各市町における導入の加速化を図っている。
- ・熊本市は連携中枢都市圏の市町と共同で地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定。さらには、重点対策加速化事業を通じて、熊本連携中枢都市圏の市町村（8 市 10 町 2 村）に対する太陽光発電設備・蓄電池の導入を行うとともに、圏域において PPA 方式での太陽光発電設備導入のノウハウを共有し、事業の効率化や水平展開を図っている。

【参考：地方公共団体と地域金融機関との連携事例】

- ・山陰合同銀行は、銀行法の改正によって子会社の業務範囲が拡大されたことを受けて、全国の銀行で初となる再エネ発電事業を行う会社「ごうぎんエナジー株式会社」を全額出資により設立し、PPA 事業を自ら実施している。
- ・滋賀銀行は、太陽光発電を導入する顧客向けの住宅ローン金利の優遇（太陽光発電を取り付ける住宅の新築・増改築を対象として適用金利や保証料を引き下げる住宅ローン）や事業者に対するサステナビリティ・リンク・ローン（滋賀県と滋賀銀行へ事前に提出のあった野心的な CO2 削減目標の達成状況と金利等の融資条件を連動させ、達成時に優遇条件を適用）のほか、近畿圏に本店を置く銀行として初となる再エネ発電事業を行う会社「株式会社しがぎんエナジー」を全額出資により設立し、FIT 太陽光発電事業を自ら実施している。
- ・静岡県浜松市は、同市、静岡銀行、浜松いわた信用金庫、遠州信用金庫等からなる「浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム」を構築し中小企業の脱炭素経営に向けた伴走支援を実施。市は太陽光発電設備の導入に対して重点対策加速化事業を活用するとともに市費による上乗せ協調補助等を実施。また、産業支援機関や商工会議所はセミナーの開催や省エネ診断の取組支援、金融機関は脱炭素経営の目標や計画策定支援のほか伴走支援のノウハウを蓄積し他地域へ展開をする等、各主体が役割分担・連携しながら支援を実施している。

【参考：地方公共団体と地域エネルギー会社との連携事例】

- ・鳥取県米子市・境港市の脱炭素先行地域の共同提案者である地域エネルギー会社（ロ

ーカルエナジー（株）は、米子市に加え中海テレビ放送等の地元企業5社が出資して設立され（現在は境港市も出資）、地域の太陽光発電所、一般廃棄物によるバイオマス発電所、小水力発電所、地熱発電所など、多様な再生可能エネルギーを活用した発電所から電力を調達している。それら再エネをケーブルテレビ事業者である中海テレビ放送と連携し、米子市を中心とした鳥取県西部地域の公共施設を始め、一般家庭、企業などへ供給。需給管理等の業務はほぼ全て内製化しており、両市の脱炭素先行地域事業の担い手となっている（オンサイト太陽光発電、データプラットフォーム等の導入を予定）。

- ・球磨村の地域新電力（株式会社球磨村森電力）が、先行地域づくり事業において個人・事業者・公共施設向け太陽光発電施設をPPA方式で導入するとともに、蓄電池を活用した最適な充放電制御システムを構築し、再エネの地産地消を推進。熊本県あさぎり町の「株式会社あさぎりエナジー」や五木村の「株式会社五木源電力」と連携し各社で発電事業を実施する一方、球磨村森電力が小売電力事業を一括して担うことで採算性を向上させている。
- ・神奈川県川崎市の地域エネルギー会社（川崎未来エナジー（株））は、市域への再エネ普及・地産地消を推進するとともに、市民、事業者、金融機関等の多様なステイクホルダーが参画できる地域エネルギープラットフォームの中核となることを目的として、川崎市に加え企業・金融機関7社が出資し2023年10月に設立された。これまで市外に流出していたごみ焼却施設から生み出される再エネを、市内の需要家、市立学校を中心とした市内の公共施設へ供給する。今後、川崎未来エナジーを基盤として川崎市内に脱炭素の取組が波及されていくことが期待される。

（施策の方向性と具体の取組）

- 地域脱炭素を加速し地方創生を目指すためにも、地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、それぞれの強みを活かして、地域主導の効果的な施策連携体制を「産官学金労言」を挙げて構築することを推進する。
- 地方公共団体（事務組合等を含む）の事務事業（公営企業を含む）の脱炭素化については、全ての地方公共団体に実施責任があることを前提として、人員や専門能力の観点から限界がある小規模地方公共団体については、再生可能エネルギー等の効率的な導入・利用の観点を踏まえ、脱炭素先行地域等の事例も参考に都道府県や連携中枢都市圏と共同で実施することを推進する（共同調達や広域な地域エネルギー会社設置等によるコスト削減等）。
- 地方公共団体の区域の脱炭素化については、まずは都道府県が市町村を包括する広域の地方公共団体として地域の脱炭素化を積極的に推進するとともに、その中で政令市、中核市等の区域施策編の義務主体及び意欲ある市町村が独自の取組を行うことを前提とする。一方、小規模な市町村の多くが専門知識・人員・財源不足等から計画策定及びその実施について限界があり、また、再生可能エネルギー等の効率的な導入・利

用の観点を踏まえ、特に小規模な市町村については、都道府県による実施や連携中枢都市圏等との水平連携等により実施することも推進する。その際、脱炭素先行地域や重点対策加速化事業の事例等の優良事例や創意工夫を参考にすべきである。また、再エネの地産地消やまちづくりの観点を含め、地域エネルギー会社や中間支援機能等の活用も推進する。

- なお、地域脱炭素の推進は、住民や事業者等の理解を得ながら進めていくことが重要であることから、住民向けの広報・普及啓発については、小規模市町村においても積極的に引き続き行うことが必要である（「(3) ⑥見える化・行動変容」参照）。
- 現状その進捗に課題の多い中小企業等の脱炭素化については、これまでの役割分担において、都道府県等が産業政策を事務として主導してきている（制度融資の実施、工業技術センターや農業試験場等の公設試験研究機関の設置等）ことを踏まえ、都道府県等が主導することを基本とし、その際必要となる地域金融機関との連携策について検討する。併せて、中小企業や農林水産業等への裨益の観点から、都道府県等の公設試験研究機関等における技術開発・実証や、広域の J-クレジットの流通促進等への支援を検討する。
- また、全ての地方公共団体において地域脱炭素を加速させる実行の集中期間とするためにも、小規模市町村を含む全ての地方公共団体において他の地方公共団体や民間事業者等（地域金融機関、中核企業、地域エネルギー会社、大学、商工会議所等）と地域脱炭素に係る連携協定を少なくとも 1 以上締結する等、ゼロカーボンシティ宣言に次ぐ共通指標となる行動を推進する。（再掲）
- 都市部においてはエネルギー需要が高い一方、再エネポテンシャルについては限定的であることから、再エネの最大限活用・地方創生の観点から、再エネポテンシャルの豊富な地方と需要が大きい都市部の間での地域間連携について、脱炭素先行地域等の取組や企業版ふるさと納税・森林環境譲与税等を活用した事例を参考にしつつ、積極的に推進する。
- 国においては、2022 年度の地球温暖化対策推進法改正において、同法第 19 条第 3 項に国が地方公共団体への財政上の措置に努める旨の規定が改めて追加されたことを踏まえ、地方公共団体に対する財政的な支援を含め、必要な施策の構築に全力で取り組むことが必要である。

③ 情報・技術支援、資金支援、人的支援

(ア) 地域脱炭素の加速化・実効性を高めるための情報・技術支援

(課題等)

- 市区町村における温室効果ガス排出量について、現状では、温室効果ガス排出量の推計データが、市区町村別の人口や事業所の延べ床面積などを参考にして算定されたもののしか存在せず、削減の進捗管理に活用することが難しいことが地方公共団体から指摘されている。
- 系統に接続されている再エネ導入量や電力消費量は既に都道府県別に公開される仕

組みが整備されている一方で、自家消費の再エネについては、温室効果ガス削減量を推計するための情報が不足している。電力消費量や再エネ自家消費量、輸送に関するデータなど、地域において地方公共団体が把握・分析することが難しい情報について、国が継続的にデータの整備・拡充を行っていくことが必要となっている。

○省エネ・再エネや森林吸収等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証し、クレジットの活用による国内での資金循環を促す J-クレジット制度において、温室効果ガスの排出削減・吸収量の算定方法の整備が進展している。再エネや吸収源としての森林などが豊富な農山漁村地域の地域経済の維持・発展に資するため、再エネ価値やクレジットの取引が進むよう、J-クレジットのマーケットの創出等の仕組みが必要である。

(施策の方向性と具体の取組)

- 地域脱炭素を加速させるため、自治体排出量カルテ (CO₂ 排出量の簡易把握・可視化)、REPOS (再エネポテンシャル等の可視化)、地域経済循環分析 (地域経済の全体像・資金流入出を可視化)、地域指標分析ツール (地域の状況を客観的に可視化) 等の情報・技術支援ツールについて、情報の充実を図るとともに、一層の活用を促進するため、その効果や有用性を含め情報発信を更に積極的に推進する。
- 市区町村ごとの温室効果ガス排出量の推計方法について引き続き検討する。また、市区町村単独では区域内の温室効果ガス排出量を用いた進捗管理が困難な場合には、都道府県の温室効果ガス排出量を参照し、都道府県全体の計画や進捗状況を踏まえながら、各市区町村の再エネ導入量や ZEH・ZEB、電動車の追加導入量等のアウトプットを中心に進捗管理を実施することを可能とするよう検討する。
- 国は、温室効果ガス排出量や電力消費量等のデータの整備を引き続き実施・拡充するとともに、自家消費分を含めた課題に対応する観点から、国から地域の事業者や住民向けに支出されている補助事業による温室効果ガス削減量等の情報について、地域単位で積極的に提供することを検討する。
- 再エネを地域で創出し地域外の消費のために移出している都道府県については、他地域の脱炭素化に貢献している点を踏まえ、地域内で創出された再エネのうち地域外へ移出している量を、他地域への CO₂ 削減量寄与分として需要地としての排出量とは区別して、地方公共団体実行計画マニュアル等により算定方法を明確化するとともに、その結果を環境省ウェブサイトで公表する。
- 風力発電の導入促進のため、環境アセスメントデータベース (EADAS) に収録する地域の自然環境や社会環境の情報について充実を図るとともに、これらの情報も積極的に活用し、関係省庁で連携して、地域と共生した風力発電の案件形成を支援する。また、引き続き電力の地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力発電の導入に向けた支援を行う。
- 都道府県や地域金融機関等が連携しながら、広域で、農林水産業由来のカーボン・クレジットや中小企業の省エネクレジットの創出拡大を図りながら、クレジットの需要

側と供給側をマッチングするモデルを創出し、地域経済循環を加速する。

- 脱炭素先行地域の先進性・モデル性の類型化の情報や選定された地方公共団体のフォローアップを通じた優良事例、課題克服事例についての情報発信を更に積極的に行うとともに、脱炭素先行地域や重点対策加速化事業等で得られた事業性・効率性に関する知見や地方創生に資する優良事例の KPI 改善など、より実践的・具体的なノウハウを中心に、課題別・分野別に取りまとめ、改めて積極的に周知・発信することで、地域脱炭素の加速化・全国展開を図っていく。関係府省においても類似の情報発信の強化を図っていく。（再掲）

（イ）地域脱炭素を加速化・全国展開するための資金支援の在り方

（課題等）

- 2030 年度までの再エネ導入目標（第 6 次エネルギー基本計画（2021 年 10 月閣議決定）策定時において、2030 年度までの再エネの追加導入目標のうち地域脱炭素に係る部分となっていた公共施設の率先実行分 6.0GW、地域共生型太陽光発電分 4.1GW、地域共生型の太陽光発電以外の再エネ分 4.1GW、陸上風力発電分 0.6GW）の達成に向けた導入実績に加え、太陽光発電・風力発電等のコストはいずれも依然として世界より高い水準となっており、系統制約も踏まえ FIT/FIP 制度の適用による便益が無い自家消費型・地域消費型再エネ等の導入を更に拡大していくためには、引き続き財政支援が必要な状況にある。
- 地域脱炭素ロードマップの策定以降の 3 年間で、地方公共団体の単独の支援施策も充実してきているが、都道府県も市町村も、脱炭素を推進するための財源確保は容易ではない。都道府県と市町村の役割分担や、金融機関・地域エネルギー会社等の民間企業との連携も踏まえ、地域の実情に応じた脱炭素の取組が進められるよう、国による更なる効果的な財政支援が必要となっている。

（施策の方向性と具体の取組）

- 地域脱炭素に関する各取組を着実に推進するため、地域脱炭素推進交付金による支援や地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みに加え、顕在化してきた課題や新たな技術等への対応を中心に更なる効果的な財政支援スキームを引き続き検討する。その際、地域脱炭素に資する地方財政措置や、民間投資の呼び込みを一層促進するための金融手段の活用も併せて検討する。
- 株式会社脱炭素化支援機構（JICN）においては、地域脱炭素に資する事業を行う事業者等に対する助言等をより積極的に行うとともに、地域共生を重視する支援基準に基づき、地方公共団体と連携しながら、地方創生に資するような案件に対し一層の支援を行う。特に、地域の経済とエネルギーの循環を促進する地域エネルギー会社が再エネ事業を立ち上げる際、与信の面から地域金融機関による融資等の円滑な実施が課題となる。そのため、JICN 等とも連携し、地方公共団体が関与する地域エネルギー会社の再エネ事業について、金融面からの支援の実施を検討する。

- 地方創生に資する地域脱炭素投資に対する地域金融機関の融資を後押しするため、地方公共団体と地域金融機関の連携の元で、都道府県又は市町村が長期無利子資金を融資する制度である「ふるさと融資」制度の活用を促進する。
- 地域脱炭素に係る新規事業創出のための地域資源の調査分析等について、地方財政措置を活用した取組を推進する（ローカルスタートアップ支援制度）。
- 地域脱炭素への投融資をより一層促進する観点からも、引き続き、グリーンボンド・ガイドラインを始めとする各種ガイドラインの更なる改訂と明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトを例示したリスト（グリーンリスト）拡充に取り組む。
- GX 経済移行債も活用しつつ、自営線を活用したマイクログリッド等における、再エネ・省エネに資する脱炭素製品・技術の設備導入に対する支援や、商用車（トラック・タクシー・バス）等の電動化、断熱窓の改修に対する支援、高効率給湯機器や熱導管等の GX 製品の導入支援といった、GX 分野の需要創出に向けた支援を実施するとともに、ペロブスカイト太陽電池等、新たに実用化されつつある脱炭素技術・製品の初期需要を創出すべく、地域で実装する財政支援スキームについても検討する。これらの新たな技術等を地域において面的に導入する新たなモデル事業「地域 GX イノベーションモデル（仮称）」について、2035 年頃までに、概ね全ての都道府県において実現（50 提案程度）することを目指し、2026 年度以降支援することを検討する。
- 国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組むための資金を確保する。

（ウ）地域脱炭素の加速化に向けた人的支援・体制強化

（課題等）

- 脱炭素先行地域や重点対策加速化事業に選定された地方公共団体を始めとして、地域脱炭素を推進するための体制構築や専門人材確保を精力的に進める地方公共団体がある一方、多くの地方公共団体において人員、専門知識の不足や体制確保が課題となっている。また、人的支援については、専門家派遣に加えて、今後は地方公共団体職員の中における中核人材の育成が一層重要となる。
- 地域脱炭素の実行段階になった現在、具体的な事業の実施に向けて、電気等の技術的な知識のほか、事業家目線で収益性を確保する事業計画を策定する知識やプロジェクトマネジメントスキルを持つ専門人材など、様々な具体のニーズに応じた人的支援を行うことが必要となっている。また、地域金融機関においても脱炭素事業に関する専門人材や体制が不十分であるとの指摘がある。
- 地域の中小企業の多くは依然として脱炭素に向けた機運が高まっておらず、また人材や知識・技術も不足している。中小企業の脱炭素化を進めるためには、普段から接点のある地域金融機関・商工会議所等が、地方公共団体とも連携し、経営課題の解決にもつながる脱炭素経営をプッシュ型で支援する地域ぐるみの体制が重要である。

（施策の方向性と具体の取組）

- 国において、こういった専門性のある人材がどこに求められているのか等について分析を行い、その結果に基づき、地方公共団体への専門人材派遣支援スキーム等（脱炭素まちづくりアドバイザー制度、地方創生人材支援制度（グリーン専門人材）、GXアドバイザー等）における必要な専門人材プールの拡充を検討する。その際、地域エネルギー会社や公営企業等の地域の専門人材の更なる活用を検討する。また、派遣する人材と地方公共団体のマッチングに当たっては、都道府県や地方環境事務所が関与したきめ細やかな対応を図る。併せて、都道府県から市町村に対する専門人材の派遣についても、地方財政措置を活用した取組を推進する。
- 地方創生に資する地域脱炭素を推進するため、地域活性化起業人や企業版ふるさと納税（人材派遣型）、地域おこし協力隊など、外部人材を活用する既存の制度の活用も促進する。
- 地方公共団体の各行政分野における脱炭素政策の底上げの観点から、地方公共団体で脱炭素政策を庁内横断的に統括する体制（CGO 等）の設置を推進するとともに、そうした体制を専門的見地から補佐する人材（CGO 補佐官等）の設置への支援を検討する。
- 自治大学校等における地方公共団体職員向けの脱炭素に関する研修や企業とのネットワーキングについては、関係機関や専門家、企業等と連携しつつ、より実践的な内容となるよう充実させつつ引き続き実施する。
- 中小企業の脱炭素化を促進するため、地域の金融機関や商工会議所等が地方公共団体等と連携した支援体制構築を進めるとともに、地域の教育機関・研究機関とも連携した中小企業等の人材育成や、脱炭素先行地域等を含め、各地の取組から得られた知見の共有を進める。
- 脱炭素化推進に向けて適切な知識を備えた人材が企業の内外でその機能を発揮できるよう、要件を満たす民間資格を認定する「脱炭素アドバイザー資格制度」に基づく認定資格の取得を推進する。
- EEGS（省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム）の活用も含めた簡易な排出量算定ツールの作成・提供や、算定や脱炭素経営を支援する人材の育成等により、地域の中小企業におけるサプライチェーン排出量や CFP の算定及びそれに基づく排出量削減を推進する。
- 「地域企業経営人材マッチング促進事業」を推進する金融庁を始めとした関係省庁との間での連携を強化し、政府一丸となって地域企業の人材確保を後押しする。
- 「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」との連携等を通じ、大学、高等専門学校等の地域の教育・研究機関と連携した地域での人材育成・活用を推進する。
- 各地域ブロックにおいて、地方環境事務所を中心に、経済産業局、地方整備局、地方運輸局、地方農政局、森林管理局、財務局、気象台等が連携する会議体や情報共有のためのネットワークを構築しているところであり、全地域ブロックにおいて、地域脱炭素に係る企業や地方公共団体の相談に対して、ワンストップ窓口を設置するとともに

に、地方支分部局同士の更なる連携を推進する。

【参考：地方公共団体や金融機関における体制整備・人材活用事例】

- ・岩手県は、県の地球温暖化対策の目標を達成するため、全庁を挙げた取組を実施し、県の政策を脱炭素化に向けて大胆にシフトさせ、環境と成長の好循環、ひいては人口減少対策につなげるものとするべく、庁内に CGO（最高脱炭素責任者）を 2023 年に創設し、副知事が就任。
- ・浜松いわた信用金庫では、環境省が認定する「脱炭素アドバイザーベーシック（※）」の資格を持つ職員が 2024 年 3 月末時点で 398 名に達している。
※脱炭素に関する顧客とのコミュニケーションの前線に立ち、顧客の状況に応じて必要な対応を見定める営業職員であり、気候変動対応の必要性の説明、脱炭素経営・温室効果ガス排出量削減に関する企業からの相談内容の把握ができる。
- ・岩手県陸前高田市では、太陽光発電設備を始めとした 50kW 以上の発電所を設置するためには電気主任技術者を選任し届け出る義務がある一方で、岩手県沿岸部において電気主任技術者の人材不足と高齢化が全国と比べても顕著であることから、地域エネルギー会社である陸前高田しみんエネルギー（株）、管理技術者協会等による資格取得の支援を行うモデルを構築することとしている。さらに、資格取得者が実務経験を充足できる受け皿として、地域エネルギー会社内に保安部門を創設することで、取組の横展開と基盤構築を図る。

④ 地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進 （課題等）

- 地域の豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活用することは、地域経済活性化や地域課題解決など地域に十分裨益・貢献し得るものである一方、環境との共生等の観点から地域とのトラブルが発生し得るものであり、再エネの導入増加に伴い、地方公共団体による再エネ導入の適正化や抑制を目的とした条例も増加傾向となっている。国においても環境影響評価法の適切な運用や再エネ特措法を改正するなど事業規律強化等の対策を順次実施しているが、再エネの地域との共生は引き続き大きな課題である
- そのため、「地域共生型・地域裨益型」の再エネ導入の強化にあたっては、地域住民に身近な地方公共団体が主導する仕組みが重要。2022 年度から、地球温暖化対策推進法に基づき再エネ立地のポジティブゾーニングを行う地域脱炭素化促進事業制度が導入されているが、制度が期待したような促進区域の設定や促進事業の認定等の例は未だ少ない。市町村の負担軽減や地域への利益還元の仕事など、地域と共生しつつ地域裨益をもたらす効果的な実効性にある制度に見直し、再エネの適地誘導を推進していくことが求められている。
- 2030 年代に大量排出の懸念が示されている太陽光パネルや、下部農地での営農が適切に継続されていない事例が発生する等の懸念が示されている営農型太陽光発電につ

いても、地域共生等の観点から対応が求められている。

- 地域共生・地域裨益型の再エネの導入については、脱炭素先行地域等において、地方公共団体が一部出資する地域エネルギー会社等を活用することで取組を進める事例も多く、再エネの地産地消を進める上でも地域エネルギー会社等を育成・支援していくことが重要である。

（施策の方向性と具体の取組）

- 地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域制度について、地域や事業者に対する更なる効果的なインセンティブの付与を検討するなど、促進区域内で実施される再エネ事業を拡大するための仕組みを検討する。その際、再エネの収益の一部を用いて地域に基金を造成し、地域の産業支援や課題解決に活用する等の事例も参考とする。
- 国から地方公共団体に対し、環境影響やゾーニング手法等に関する情報提供を行うこと等により、2024 年の地球温暖化対策推進法改正も踏まえつつ、促進区域の案件形成のための積極支援を行う。
- 環境影響評価制度に関し、中央環境審議会において陸上風力発電事業の事業特性を踏まえた効果的・効率的な環境影響評価の在り方についての議論が進められており、当該議論を踏まえ、必要な措置を講じる。
- 上記のインセンティブ付与等を検討した上で、地域の状況も踏まえ、再エネの最大限の導入を図りつつ地域共生の観点から、再エネの新規立地を促進区域内に誘導するための制度的対応についても検討する。
- 再エネの地域共生・地域裨益、地産地消を推進する観点から、地域の再エネを活用して地域に裨益する事業を行う一定の要件を満たす地域エネルギー会社に対し、再エネの導入を推進するための制度的措置を検討する。
- 2030 年代半以降に排出量が顕著に増加すると想定される太陽光発電設備について、適正なリユース・リサイクル・廃棄が確実に行われるようにするため、義務的リサイクル制度の活用を含め引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな制度の構築に向けて検討を進める。
- 下部農地での営農が適切に継続されていない事例が発生する等の懸念が示されている営農型太陽光発電について、地域特性に応じた営農、地域共生・地域裨益の観点から、地方公共団体、公設試験研究機関、地域の大学等と連携して行う実証事業等を推進する。
- 地熱発電について、地熱ポテンシャルが有望なエリアにおける開発プロジェクトを組成し、同エリアにて国による調査の実施や、関係省庁と関係者によるプロジェクトのフォローアップ体制の確立等の措置を実施することによる開発の加速化を検討する。
- 都市部においてはエネルギー需要が高い一方、再エネポテンシャルについては限定的であることから、再エネの最大限活用・地方創生の観点から、再エネポテンシャルの豊富な地方と需要が大きい都市部の間での地域間連携について、脱炭素先行地域等の取組や企業版ふるさと納税・森林環境譲与税等を活用した事例を参考にしつつ積極的

に推進する。(再掲)

⑤ 系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント

(課題等)

- 再エネの導入が進む中で、電力の供給が需要を上回る際に行われる再エネの出力制御が増加すること等が課題となっている。地方公共団体からも、脱炭素推進の観点からの電力系統の増強や系統接続手続の迅速化、固定価格買取制度の買取期間終了後の電力を自家消費するための蓄電池の整備に対する支援等の要望がなされており、再エネの出力制御等への対応として、系統整備、蓄電池等の対策を更に推進していく必要が生じている。
- 出力制御の増加により未活用の再エネが発生しており、再エネの出力変動への対応に加え、再エネの最大限の活用の観点から、DX も活用したマイクログリッド等の新たな技術による地域内での自立分散型のエネルギーマネジメントを推進していく必要が生じている。
- DX 化の進展や半導体生産等の国内回帰の動きの加速を受け、国全体としてエネルギー需要の大きなデータセンターや半導体工場等の立地拡大の必要性が生じていることから、系統制約に加え、再生可能エネルギーの最大限導入・地域脱炭素推進の観点からも、このような新たな需要を地域で取り込み地域内の経済循環につなげていくことが重要となっている。

(施策の方向性と具体的取組)

- 出力変動が大きい再生可能エネルギーを最大限活用していくためには、揚水発電や系統用蓄電池による調整力の確保や地域間連系線の拡張の推進により、再エネの出力制御の抑制を図る。
- 自家消費・地域消費による再エネの最大限活用のため、蓄電池の導入を支援する。
- 系統負荷軽減、再エネの地産地消、地域防災力の強化等の観点から、デジタル技術を活用したマイクログリッド等の導入を支援する。
- 地域内で、住宅の太陽光発電や蓄電池、空調や給湯器等の需要側設備、EV 等のモビリティや水素等も活用し、DX も活用した一体的な制御を行うことで、系統に極力負荷をかけないより高度な地域エネルギーマネジメントシステム（VPP 等）を目指すモデルを構築することを検討する。
- 再エネポテンシャルが高いエリアにデータセンターや半導体関連産業等のエネルギー需要の大きな施設を誘導する施策を推進する。また、いわゆる RE100 企業等の誘致には、サプライチェーンを担う地域の中小企業の脱炭素化も重要となることから、都道府県等による、脱炭素先行地域等の事例も参考にして、地域金融機関とも連携した中小企業の脱炭素化への支援を検討する。

⑥ 新たな技術の地域における実装・需要創出

(課題等)

- 地域脱炭素は、社会経済情勢を踏まえ、今ある技術で取り組めることを中心に実行してきている。脱炭素先行地域においても、ペロブスカイト太陽電池、水素混焼コージェネレーションシステム、VPP やブルーカーボンの創出等の新たな技術の実装に向けた挑戦が既に行われているところであり、地域脱炭素を更に加速化するためにも、今後は、技術の進捗も踏まえた脱炭素型製品・技術を順次地域に実装し、初期需要創出の観点も含め進めていくことが必要とされている。
- 現在、グリーン購入法のいわゆるプレミアム基準として、グリーンスチールの追加が提案されているところ、こうした新たな製品・技術についても公共調達による率先導入が期待されている。
- 脱炭素と地域課題の同時解決や地方創生の観点から、一部の地方公共団体では、公設試験研究機関、大学等と連携し、地域特性を踏まえた脱炭素に資する製品の開発や営農型太陽光発電の実証等を行っており、地域脱炭素の更なる加速化のためにも、こうした取組を促進していく必要がある。

(施策の方向性と具体の取組)

- 我が国が技術的に強みをもつペロブスカイト太陽電池は、軽量で柔軟という特徴を有し、体育館の屋根や公共施設の壁面など、これまで設置が困難であった場所にも導入が可能であり、再エネの新たな導入ポテンシャルの拡大に資する。2025 年度からの市場投入が見込まれていることから、量産技術の確立や様々な場所への施工に向けた実証に加えて、従来の太陽光発電設備では設置困難な公共施設等の屋根等について、率先行動としてペロブスカイト太陽電池の設置を推進する。
- 熱の脱炭素化含め幅広い分野での活用が期待される水素等について、サプライチェーン構築に向けた実証等の取組が進んでおり、複数の脱炭素先行地域の取組においても、再エネ由来の水素を利活用する取組が計画されている。また、世界的にも大規模な水電解装置による水素製造と、自家消費・周辺地域での利活用を組み合わせる、地域特性を最大限活かした社会実装モデルの実証が進んでおり、世界からも注目されている。こうした点を踏まえ、再エネ等由来水素関連設備の導入を推進する。
- グリーンスチールなど、GX 製品を始めとした環境負荷低減が見込まれる先端的な製品・サービスをグリーン購入法に基づく基本方針に位置付け、公共調達の分野でも需要拡大を促進する。
- 未利用エネルギーや DX を活用したスマート農業や、営農型太陽光発電等を推進するとともに、都道府県・政令市等が地域の大学、公設試験研究機関等と連携して行う脱炭素と地域の経済活性化に資する技術開発・実証を推進する。CO₂ 吸収型コンクリートやブルーカーボン等の地域特性を踏まえた先進的な技術開発・実証を推進するほか、実証事業等を通じて科学的知見の蓄積や地域の理解醸成を行いながら、例えば、営農型太陽光発電等を活用した新たな脱炭素型農業モデルなど、地域の条件を踏まえた脱炭素型ビジネスモデルを構築する。

- 新たな脱炭素型製品・技術の初期需要創出へとつながるようにするためにも、ペロブスカイト太陽電池を含む GX 製品・技術を地域内に面的に導入する先進的なモデルを構築することを検討する。

(4) 個別分野における課題への対応

① 公共施設等における脱炭素化（率先行動・レジリエンス強化）

（課題等）

- 公共施設等に関しては、脱炭素化に向けた率先行動が求められているところ、地方公共団体保有施設における太陽光発電の施設種別の導入目標である 4.82GW について、足下の導入量が 0.1GW 程度に止まるなど、進捗には未だ大きな課題がある。
- 庁舎や学校等、廃棄物処理施設や上下水道施設などの公共施設等の脱炭素化は、整備完了までにリードタイムが長いため、早期に方針を定め、計画的に取組を進めることが必要である一方、それぞれの施設の維持管理や耐震化を進める必要があるほか、屋根形状・構造次第では、太陽光発電設備の設置が困難である場合があるなどの課題がある。
- また、廃棄物焼却について、地域によって異なるものの、市町村の事務事業の温室効果ガス排出量の 3 割程度を占めることから、取組を一層大胆に進める必要がある。また、上下水道施設についても合計すれば事務事業の 4 割程度の排出量を占め、対策を進めていくことが必要である一方、一部事務組合の地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定自体が低調となっている。同時に、温室効果ガス排出量が多いだけではなく、廃棄物発電や汚泥を活用した発電、小水力発電によるエネルギー源としての活用や、リン回収や肥料化等による活用を進めていく可能性がある。

（施策の方向性と具体の取組）

- 地方公共団体の事務事業の脱炭素化については、政府実行計画（※）に即し、地方公共団体が自ら率先的に取組み、関係府省の補助事業や脱炭素化推進事業債等を活用して対応を加速していく。
※ 2030 年度までに設置可能な建築物（敷地を含む）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置、新築建築物は原則 ZEB Oriented 相当以上、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当、2030 年度までに調達する電力の 60%以上を再エネとする、などの目標を設定。
- 脱炭素先行地域等で得られた実践的な具体のノウハウ等を改めて積極的に周知・発信するとともに、特に、スケールメリットを活かして公共施設への再エネの導入を進めるため、脱炭素先行地域等で取り組まれている事例も参考にしながら、地域エネルギー会社等も活用し、複数の地方公共団体の施設への共同調達・設置等による太陽光発電の導入を検討する。また、従来の太陽光発電設備が設置困難な公共施設等の屋根等については、今後、普及が見込まれるペロブスカイト太陽電池の設置を推進する。（一部再掲）

- 公共施設等の中でも大きな割合を占める学校施設の ZEB 化の推進を図るとともに、環境教育の教材としても活用していく。
- 災害の激甚化が進む中で、国土強靱化の観点も踏まえ、防災力・レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設等への再エネ・蓄電池の導入を積極的に推進する。
- 廃棄物処理施設については、プラスチックや生ごみのリデュース・リサイクルの徹底、廃棄物処理施設の広域化による廃棄物処理事業の更なる脱炭素化等を進めるとともに、高度なリサイクル技術の開発・実証、CCUS の実証等への支援を通じて、廃棄物処理事業の脱炭素化を推進する。
- 上下水道施設の脱炭素化については、モデルとなる下水処理場の構築やその横展開、太陽光発電、小水力発電等の再エネ設備の導入等について、関係府省の国庫補助や公営企業債（脱炭素化推進事業）等を活用しながら引き続き推進する。
- 地域の経済とエネルギーの循環を促進するため、廃棄物焼却施設や公営企業（電気事業）において発電した電気を地方公共団体が出資する地域エネルギー会社等が買い取り、地域の企業や住民、地方公共団体の施設等に安定した脱炭素の電源として供給するなど、「地域エネルギーセンター」としての役割発揮を推進する。

② 住宅・建築物等の脱炭素化（くらしの質の向上・地元企業育成）

（課題等）

- 住宅・建築物については、政府目標として、2030 年度までに全ての新築の住宅・建築物について ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能の確保を目指すこととされている。2022 年に建築物省エネ法が改正され、2023 年 4 月以降順次施行、2025 年度から、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務化。また、地方公共団体の独自条例として、新築の住宅・建築物に太陽光発電設備の設置を義務化する動きが加速しており、2025 年 4 月には東京都と川崎市において同条例が施行される。
- 住宅については、新築を中心に一定程度の進捗が見込まれる一方、既存の住宅・建築物については省エネ改修を含め更なる施策の推進が必要である。
- 住宅・建築物への太陽光発電設備や蓄電池等の導入については、再生可能エネルギーの出力変動・系統制約への対応や防災力・レジリエンス強化の観点からも必要であり、次世代型太陽電池の導入の状況等を踏まえつつ、引き続き推進していく必要がある。

（施策の方向性と具体の取組）

- 住宅・建築物等への太陽光発電等の再エネ設備の導入について、一部地方公共団体による新築住宅への太陽光発電設置義務化条例を始めとする建築物への太陽光発電設備の設置促進の取組について、関係省庁が連携して知見の共有を図るとともに、建築物省エネ法において、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発電設備の設置に係る目標を設定する。
- 新築の住宅・建築物の省エネについては、遅くとも 2030 年までに省エネ基準が ZEH・

ZEB 基準の水準の省エネ性能まで引き上げられることを念頭に、工務店や建設事業者等の関係者の理解の醸成や能力の向上等の取組を地域の実情に応じて進めるとともに、その支援を行う。

- 既存の住宅・建築物の省エネ改修については、支援等を通じて、窓等の開口部の改修や高効率給湯器の導入等費用対効果の高い取組を中心に脱炭素化を進めていく。併せて、ZEH・ZEB の基準の水準の省エネ性能を上回る省エネ性能を有する新築の住宅・建築物を支援するとともに、建築物の建設時等に排出される温室効果ガスの算定及び削減を促進する。これらの取組を進める際には、地域防災計画や、人口密度が高い地域ほど公共交通分担率が高く、自動車 CO2 排出量が低減する傾向があることも踏まえ、立地適正化計画等のコンパクト・プラス・ネットワークの取組との整合性について配慮する。また、建築物の建設時等に排出される温室効果ガスの算定及び削減を促進する。
- 公的賃貸住宅への太陽光発電の導入促進について、UR 賃貸住宅は 2022 年度より設計を行う新築住宅に原則設置を行い、公営住宅は 2022 年度より設置を原則化しているところ、既存についても導入を推進する。
- 地域において、現行の ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能を上回る省エネ性能を有する新築の住宅・建築物の建設、既設建築物の改修を面的に導入するモデルを構築することを検討。
- 代替フロン排出抑制については、地域のコールドチェーンを支える施設における自然冷媒機器の導入を引き続き支援する。また、グリーン購入法の基本方針も踏まえ、自然冷媒機器を始め可能な限り地球温暖化係数の低い冷媒を使用した冷凍空調機器や給湯器の調達を推進する。さらに、補助事業等の支援策においては、地球温暖化係数の低い冷媒を使用した機器の導入が促進されるような設計を行う。冷媒に代替フロンを使用する設備の新設時・更新時には、漏えい防止のため、気密試験を実施する。加えて、IoT 常時監視システムを用いて法定の簡易点検に代えることが可能となったことから、同システムの普及をさらに促進していく。
- 都市の木造化推進法を踏まえ、公共建築物や中大規模建築物等における木材利用を促進するために、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装等の木質化を推進するとともに、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の製品・技術の開発・普及、設計者等の育成等を推進する。

③ 循環経済への移行を通じた脱炭素化

（課題等）

- 産業構造全体をサーキュラーエコノミーに移行していく中で、資源循環の高度化について、地域脱炭素につなげていく取組を促進することが必要である。
- 2024 年 5 月に成立した、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」を踏まえ、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進することが必要である。

- 一方で、製品設計は事業者が行っており、地方公共団体では製品の性状等を捕捉しきれないため、事業者と地方公共団体の連携が必要。生活者が資源分別などを容易に継続でき、不要な資源を他に提供しやすい仕組みを構築することも重要である。
- 倫理的消費（エシカル消費）が可能な製品や循環型配慮設計の製品に価値を認める生活者を増やしていくための需要創出も併せて必要である。
- 食品ロスの削減は、生活に身近かつ脱炭素につながる行動である。事業系食品ロスについては 2030 年度半減目標を前倒しで達成したところ、家庭系食品ロスの削減を含め進めていく必要がある。
- 廃棄物焼却については、地域によって異なるものの、市町村の事務事業の温室効果ガス排出量の 3 割程度を占めることから、取組を一層大胆に進める必要がある。また、上下水道施設についても合計すれば事務事業の 4 割程度の排出量を占め、対策を進めていくことが必要である一方、一部事務組合の地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定自体が低調となっている。同時に、温室効果ガス排出量が多いだけでなく、廃棄物発電や汚泥を活用した発電、小水力発電によるエネルギー源としての活用や、リン回収や肥料化等による活用を進めていく可能性がある。（再掲）

（施策の方向性と具体の取組）

- 我が国全体における温室効果ガスの全排出量のうち、資源循環が貢献できる余地がある部門の排出量の割合として約 36%という試算がなされているほか、廃棄物の発生抑制による焼却量の削減が廃棄物部門由来の排出量の削減につながるなど、資源循環の促進が温室効果ガス排出削減に資することも踏まえ、取組を推進する。
- 地方公共団体、企業や金融機関、市民、大学等の地域の積極的な取組を引き出し、循環資源の特性を踏まえて最適な規模で地域毎に資源循環のネットワーク形成を主導できる中核的な人材を育成するとともに、住民の間でのネットワーク形成に資する取組を積極的に支援し、横展開を図る。
- 脱炭素型資源循環システムの構築に向けて、2024 年 5 月に成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」に基づき、主体間の連携強化のための製造業者と廃棄物・リサイクル業者間のマッチングやトレーサビリティ確保など、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための措置を講じる。
- また、プラスチック資源・金属資源等の省エネ・省 CO2 型リサイクル設備等の導入・実証への支援を行う。
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、廃プラスチックの発生抑制・再使用・分別回収の推進を最大限に進める。特に分別回収に関しては、製品プラスチックを回収する地方公共団体の着実な増加や拠点回収も含めた自主回収等の取組の多様化を通じて、プラスチック資源の回収量の増大を図る。
- 食品ロスの削減は、食品廃棄ゼロエリア創出や飲食店での食べ残しを持ち帰る mottECO（モッテコ）等により消費者の効果的な行動変容を促す取組を加速するとと

もに、地域での食品ロスの削減に関する取組を強化する。

- サステナブルファッションについては、供給量の適正化を進める取組も視野に、売れ残り商品の量・処分方法等に係るアパレル企業の情報開示や、使用済衣類の利用促進に向けた、リペア等による長寿命化の促進、モデル事業等を通じた地域ごとの回収網の強化、地方公共団体のグッドプラクティス集の作成、適正なリユース・リサイクルのための官民連携ルールづくりの検討及び効果的な情報発信等を行う。
- また、2030 年度には一般廃棄物排出量の約 6.6～7.1%を占めることが見込まれている使用済紙おむつについて、リサイクルに取り組む関係者との連携強化等、地方公共団体内部の検討・判断に必要な情報の提供・伴走支援、リサイクルに関するガイドラインの改定等を行う。
- 2030 年代後半以降に排出量が顕著に増加すると想定される使用済太陽光パネルについて、適正なリユース・リサイクル・廃棄が確実に行われるようにするために、義務的リサイクル制度の活用を含め引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな制度の構築に向けて検討を進める。（再掲）
- さらに、3R+Renewable を始めとする取組により廃棄物の発生抑制を進めるとともに、廃棄物を地域の資源として活用する取組を推進する。廃棄物の焼却時における廃棄物発電等による熱回収や、廃棄物系バイオマス由来のメタンの回収及びこれを用いた発電や燃料としての利用などを推進し、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備を支援する。
- 環境教育との連携を図りつつ、消費者教育を推進するとともに、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及啓発を促進する。
- 製品の長期利用を推進するとともに、消費者の意識や行動の変容につなげるため、モデル事業から得られた成果を活用しながら、デジタルプラットフォームの活用（e コマース等）などを含め、使用済製品等のリユース・リペア等を促進するため、必要な措置を講じる。

④ 脱炭素型まちづくり

（課題等）

- 地域が直面する人口減少や高齢化を踏まえ、生活の利便性維持向上等を図るため進められているコンパクトなまちづくりの推進や公共交通への利用促進などは、人口密度が高い地域ほど公共交通分担率が高く、自動車 CO2 排出量が低減する傾向があることから、脱炭素の観点からも重要であり、地域脱炭素政策と連携する形で更に進めることが必要である。
- 空港、港湾、道路、鉄道等の各インフラにおける再エネ導入等の脱炭素の取組について、施設等の機能維持と脱炭素を両立するよう、また、周辺環境への負荷軽減にも配慮しつつ、継続して進めることが必要である。
- データセンターや半導体関連産業などのエネルギー需要の大きな施設の立地が加速

する一方、系統制約があることから、産業誘致などのまちづくりにおいても、再エネの地産地消など脱炭素の観点が重要となっている。

- また、公共財である土地・国土空間について、立地適正化計画や、地域共生再エネの立地、自然保全区域など土地利用に関係する施策間で相乗効果が発揮できる方策について、既存の枠組みも活用しながら、関係省庁で連携し、継続的に検討することが必要である。同時に、地方が直面する大きな課題である「人口減少化」における都市づくりや公共交通の維持・確保についても、コンパクト・プラス・ネットワークや自家用車から公共交通への利用転換等が重要である。
- 気候変動の緩和の取組は、森林や沿岸生態系を始めとする地域の自然生態系を健全な状態に保全しつつ行うことで、吸収源対策としての機能が発揮されるなど、生物多様性保全の取組との間でシナジーを最大化し、トレードオフを最小化することが重要である。

（施策の方向性と具体の取組）

- 立地適正化計画の実効性の向上や広域連携を見据えた取組など、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を深化・発展させる。また、移動サービスの質の向上を図るとともに、車から人中心の空間へと転換を図り、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する。
- 「都市緑地法等の一部を改正する法律（2024 年 11 月施行）」に基づき緑地確保を推進するとともに、都市の脱炭素化を推進する。また、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（2024 年 4 月公布）」において認定する自然共生サイト等の生物多様性保全の施策と連携しながら、自然を活用した豊かな地域づくりに取り組む。
- 温室効果ガスの吸収源となる生態系の保全等、グリーンインフラの社会実装を推進するために、国民理解の醸成に向けたグリーンインフラの効果の把握・見える化や、様々な資金調達手法の検討等を行う。
- 物流の脱炭素化に向けて、物流施設等において次世代エネルギーである水素や再生可能エネルギー等を活用するための充電設備等を導入する事業を支援する。
- 道路について、引き続き道路交通の安全や維持管理作業の支障とならない道路区域において、太陽光発電設備の設置を推進する等により、再生可能エネルギーの活用を促進する。
- 空港について、空港施設・空港車両からの CO2 排出削減に向けた照明・灯火の LED 化や空港車両の EV・FCV 化、空港の再エネ拠点化に向けた太陽光発電等の再エネ設備の導入等を推進する。
- 港湾について、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に向けて、各港における港湾脱炭素化推進計画の作成を支援する。加えて、港湾分野における脱炭素化促進事業により、再エネ電源を用いた港湾施設設備等の導入を支援するなど、同計画に基づく取組の実施を推進する。

- 鉄道について、安全・安定輸送の確保に留意しつつ、鉄道脱炭素官民連携プラットフォームにおける協力体制の構築等を通じて、鉄道アセットを活用した再エネ導入等の脱炭素化を推進。
- スマートシティの取組を活用した脱炭素を推進するため、スマートシティ関連事業の要件となる「設計思想」に脱炭素の考え方や優良事例の掲載を検討するなど、脱炭素とスマートシティ関連施策との連携や利活用を推進する。
- 新しい地域経済・生活環境の創出の観点からも、再エネポテンシャルが高いエリアにデータセンターや半導体関連産業等のエネルギー需要の大きな施設を誘導する施策を推進する。また、いわゆる RE100 企業等の誘致には、サプライチェーンを担う地域の中小企業の脱炭素化も重要となることから、脱炭素先行地域等の事例も参考にして、都道府県等による、地域金融機関とも連携した中小企業の脱炭素化への支援を検討する。（再掲）
- 地域において、コージェネレーションシステム（CGS）や水素・熱導管、地域冷暖房の整備等により熱の脱炭素化を目指す都市 GX を実装するモデルを構築することを検討。
- クリーンエネルギー自動車や商用自動車の導入支援、充電インフラの整備支援、燃料電池商用車の導入促進を図る地域における大規模水素ステーションへの集中支援、水素供給への支援に加え、路線バスの電動化と再エネ供給、車載蓄電池のエネマネへの活用等を一体的に実施する公共交通の GX を実装するモデルを構築することを検討。

⑤ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立 （課題等）

- 国内の農林水産業に関しては、生産者の減少や高齢化や、地球温暖化や災害の増加、生産・消費動向の変化が進む中で、持続可能な食料システム構築に向け、各段階の取組とイノベーションを推進することが求められている。
- 農林水産分野の脱炭素化については、上記の課題の中で、生産力の強化とともに、農林漁業者にとって経済的メリットがある形で取組を一層推進していく必要があることから、地域共生型の営農型太陽光発電等の拡大や、森林や農業等由来のクレジットの拡大及びそのための市場形成を推進する必要がある。

（施策の方向性と具体の取組）

- 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の観点から、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、みどりの食料システム法に基づく計画認定等の拡大、クロスコンプライアンスの実施、新たな環境直接支払交付金の創設、環境負荷低減の取組の「見える化」の普及、J-クレジットの活用、スマート農業技術の開発・普及、バイオマスの利用拡大等により、環境負荷低減の取組を推進する。
- 環境負荷低減の取組の「見える化」については、畜産物や花き等の更なる対象品目の拡大に向けて検討する。

- J-クレジットについては、農地や畜産に由来する温室効果ガス排出削減に向けた農林水産分野の新たな方法論の策定や改訂を進めるとともに、取組の拡大を推進する。また、地方公共団体等主体の農林水産分野における J-クレジットの創出拡大等の推進策を検討する。
- 農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進。
- 脱炭素型農業モデルの構築のため、都道府県・政令市等の大学、公設試験研究機関等と連携して行う営農型太陽光発電等の実証事業等を支援。（再掲）
- 地域において、次世代型太陽電池の農林漁業関連施設、営農型太陽光発電等への導入を含む取組を支援するモデルを構築することを検討する。
- 森林吸収源対策として、適切な間伐やエリートツリー等を活用した再造林等の森林整備を推進する。
- 都市の木造化推進法を踏まえ、公共建築物や中大規模建築物等における木材利用を促進するために、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装等の木質化を推進するとともに、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の製品・技術の開発・普及、設計者等の育成等を推進する。（再掲）

⑥ 脱炭素型ライフスタイルへの転換（見える化・行動変容） （課題等）

- 我が国の温室効果ガス排出量は、消費ベースで約6割を家計が占めており、大量生産・大量消費・大量廃棄から適量生産・適量購入・循環利用へとライフスタイルを転換し、多くの人が、脱炭素型の製品・サービスを選択することで、暮らしを豊かにしながら、需要側から国全体の脱炭素実現を牽引することができる。そうした観点から、2024年の温暖化対策推進法改正による日常生活用品等の利用等に伴う温室効果ガス排出量に関する情報提供の促進の措置等の追加を踏まえ、脱炭素を自分事化していくための具体的な取組を行っていくことが必要となっている。
- 脱炭素化に向けた行動変容を促すためには、地方公共団体や住民向けに、取組の内容や経済的ベネフィットなどの副次的効果を分かりやすく見える化することが必要である。
- 加えて、地域の住民が、脱炭素や資源循環の取組に、容易に役割を果たせるシステムを構築することが重要である。その観点から、CFPの取組は、製品ごとの削減可能性を把握するだけでなく、多様な製品への表示が進み、消費者による商品選択の変化や市場における優位性の確保などの、企業にとってのインセンティブにつながる形で進めることが必要である。
- 他方で、CFPの算定には専門的な知見が必要であり、難易度が高いことから、地域におけるCFP算定の人材育成に課題がある。
- さらに、幅広い意味での行動変容につなげる観点からは、温室効果ガスのみならず、

生物多様性やその他の環境負荷も含めて総合的に評価することも必要となる。

○また、幅広い主体の行動変容を促すためには、消費者教育や学校教育との連携も重要である。

（施策の方向性と具体の取組）

- 地方公共団体、企業、団体等と連携し、衣食住・職・移動・買い物など、生活全般にわたる将来の暮らしの全体像・絵姿に加えて、行動変容・ライフスタイル転換による経済的なメリットも併せて示すとともに、ナッジ等の行動経済学の知見等を活用し、脱炭素につながる豊かな暮らし創りを後押しする「デコ活」を強力に促進する。そのことによって、家庭部門の排出削減のみならず、消費者行動の活性化等を通じた GX 製品の購入拡大等により、産業部門を始めとする経済社会全体における排出削減を推し進める。
- 脱炭素先行地域等の実践で得られた行動変容を促す観点からの優良な事例等について、課題別・分野別に取りまとめ周知・発信を行う。（再掲）
- 業界、製品種毎の CFP 算定・表示ルール of 共通化等により、CFP 表示を一般化させるとともに、認知度の向上を図り、脱炭素化につながる商品選択を促進する。加工食品の CFP の算定に資するよう、官民で業界の自主算定ルールの検討を推進する。
- 農産物の生産段階における温室効果ガス削減と生物多様性保全に貢献する取組を評価し、消費者に向けてラベル表示する環境負荷低減の取組の「見える化」を推進する。
- 幅広い主体の行動変容を促すため、環境教育、消費者教育、学校教育等との連携も重要である。そのため、地方公共団体の関係部局（環境部局や消費者行政部局等）の連携による消費者向け施策を推進する。また、エコスクールの推進により、学校施設を環境教育の教材として活用する。
- 横展開の観点から、地方公共団体と民間団体の脱炭素に関する連携協定等の増加や、官民巻き込んだ地域での脱炭素に関する推進体制と具体の取組の確立を推進する。また、地域の住民や事業者等の理解を促進するため、多様な主体が参加するフォーラム等を各地で開催する。（再掲）
- 2025 年に開催が予定されている大阪での万国博覧会や、2027 年に開催が予定されている国際園芸博覧会の機会を捉えて、地域脱炭素の取組がもたらす地域や住民へのメリットを国内外に発信する。

（４）制度的対応

前述した内容を含め、地域脱炭素化の加速化に貢献する制度的対応については以下のとおりであり、対応を加速する。

○地域共生・地域裨益型の地域脱炭素の加速化のための制度的対応の検討

- 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定、地域脱炭素化促進事業制度の活用に関する誘導措置やインセンティブ強化などの地方創生に貢献する地域脱炭素を推進

するための制度的対応や、脱炭素と地域課題解決を同時実現する観点から、地域エネルギー会社による地域共生型で地方創生に資する再エネを推進しやすい仕組みについて検討する。

○住宅設置太陽光発電設備設置の義務付けに係る他地域への展開

- 住宅・建築物等への太陽光発電等の再エネ設備の導入について、一部地方公共団体による新築住宅への太陽光発電設置義務化条例を始めとする建築物への太陽光発電設備の設置促進の取組について、関係省庁が連携して知見の共有を図るとともに、建築物省エネ法において、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発電設備の設置に係る目標を設定する。

○太陽光発電設備のリサイクルを促進するための制度的検討

- 2030 年代後半以降に排出量が顕著に増加すると想定される使用済太陽光パネルについて、適正なリユース・リサイクル・廃棄が確実に行われるようにするために、義務的リサイクル制度の活用を含め引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな制度の構築に向けて検討を進める。

○再エネ海域利用法の改正による洋上風力発電の導入促進

- 再エネ海域利用法の改正法案について、検討を進め、再生可能エネルギーの最大限の導入や、複数事業者による環境影響評価手続の実施による地域の負担・混乱の解消の観点から、実現に向けて改めて積極的に取り組む。

○グリーン購入法の枠組みを活用した先端的な製品・サービスの需要創出

- GX の進捗に伴う新たな技術開発や普及の進展により更なる環境負荷低減が見込まれる製品等の需要拡大が課題であり、グリーン購入法の判断の基準の運用に当たって、2 段階の判断の基準を設けて、より高い環境性能へのレベルアップを推進してきている。こうした先端的な製品・サービスをまずより高い環境性能の基準（基準値 1）に適切に位置付け、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進する方針を示すことで、公共調達の分野でも需要拡大を促進する。

4. おわりに

本検討会では、本年6月以降、足かけ半年にわたり、計8回の集中的な議論を行ってきた。その間、地方公共団体9団体、金融機関を始め民間事業者12者から地域脱炭素に係る取組についてヒアリングを行うほか、事務局を務める環境省を含む1府7省庁（環境省、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、経済産業省、消費者庁）から地域脱炭素ロードマップに基づく各取組の進捗状況や課題等の説明を受けたところである。

ヒアリング等においては、創意工夫のある大変示唆に富んだ取組の御紹介や御提言をいただいたところであり、今回の取りまとめに当たってのベースになったと言っても過言ではなく、改めて深く感謝申し上げたい。

本文中でも述べたが、2050年カーボンニュートラルに向けた2030年度46%削減という我が国の野心的な目標達成のためには、地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素を加速化していく必要がある。そのときに忘れてはならないのは、引き続き脱炭素と地域課題の同時解決に向け、地方創生に資する形で地域脱炭素を進めることを基本とするということだ。地球規模の取組である地球温暖化対策を地域政策へとつなげ、全国へ脱炭素ドミノを起こし全国展開していくためには、脱炭素の取組が地域の方々にとってメリットがあることが重要となるからだ。そして地域脱炭素は、単なるメリットを越えて、新しい地方経済の創生に極めて重要な要素になっていく。地域資源を生かし、「消費する地域」から「生み出す地域」に移行し、その収益を地域内で再投資することにより、新たな産業と雇用を生み、地域内で経済を循環させることができる。

本取りまとめの趣旨については、現在見直しが行われている国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画、地方創生の戦略等の議論にインプットし、政府全体の施策・計画の中に据えていくことを強く要請したい。その上で、国が積極的、継続的かつ包括的に資金等の支援を行うとともに、あわせて規制・制度的な対応を一体的に講じ、地域脱炭素の取組をしつかりと支えていくべきである。萌芽し始めた地域脱炭素の各地の基盤を更に強化・確固たるものとしていくため、2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間として位置付け、本取りまとめの内容を、いわば今後実施する項目リストとして位置付け、更なる施策を積極的に推進することを要請する。

「宣言から実行へ」。地方創生に資する地域脱炭素の多様な取組が全国の津々浦々に広がっていくことを強く期待して、本検討会の取りまとめとする。